



神奈川県

KANAGAWA

平成27年度
国の施策・制度・予算に関する提案

平成26年6月

神奈川県

提案に当たって

神奈川県政の推進につきましては、日ごろから格別のご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

国の金融・財政政策の効果などにより、景気は緩やかな回復基調が続いているところでありますが、力強い経済成長につなげていくためには、一層の施策が求められています。

本県では、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を目指し、総合計画「かながわグランドデザイン」に掲げた政策を着実に推進しています。本年度は、計画の仕上げの年度として、来るべき超高齢社会に対応する「ヘルスケア・ニューフロンティア」をはじめ、地域経済のエンジンを回す施策を加速化させて取り組んでおります。

併せて、こうした施策展開を可能とする財政基盤の確立に向けて、徹底的な行政改革をはじめとする「神奈川県緊急財政対策」に取り組み、当面の財源不足については、解消の目処をつけました。

しかし、山積する政策課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠です。

また、先に本県の全域が指定された国家戦略特区における取組など、本県の政策を一層推進するためには、国による施策・制度の改革が必要なものが少なくありません。

そこで、国の施策・制度・予算に関する提案をとりまとめましたので、是非、ご理解をいただき、平成27年度の予算編成及び施策の展開にあたり、特段のご配慮とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成26年6月

神奈川県知事 高岩祐治

目 次

I 地方分権

- 1 地方分権改革の着実な推進 1
- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革 3
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革 5

II エネルギー・環境

- 4 再生可能エネルギー等の普及拡大 7
- 5 地球温暖化対策の推進 9
- 6 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の推進 11

III 安全・安心

- 7 大規模災害対策の推進 13
- 8 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応 15
- 9 基地対策の推進 17
- 10 防犯カメラの整備・拡充 19

IV 産業・労働

- 11 成長戦略の実現に向けた特区制度の充実 21
- 12 経済・雇用対策の推進 23
- 13 都市農業の推進 25

V 健康・福祉

- 14 医療改革の推進 27
- 15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着 29
- 16 「健康寿命日本一」の推進 31
- 17 障害・高齢福祉制度等の見直し 33
- 18 医療保険制度の改革 35

VI 教育・子育て

- 19 子ども・子育て応援社会の推進 37

VII 県民生活

- 20 拉致問題の早期解決 39

VIII 県土・まちづくり

- 21 広域交通ネットワークの整備促進 41
- 22 羽田空港の機能強化とまちづくりへの活用 43

- 参 考 提 案 事 項 府 省 別 一 覧 45

I 地方分権

1 地方分権改革の着実な推進

提出先 各府省

【提案項目】

- 1 事務・権限の移譲
- 2 義務付け・枠付けの見直し
- 3 地方自治制度の抜本的な改革
- 4 地方分権に資する道州制導入の検討

【提案内容】

- 項目1** 第4次一括法等により国から地方へ権限移譲が実施されることとなったが、国の出先機関の見直しは行われておらず、移譲する事務・権限は50事項に止まるなど、極めて不十分であることから、引き続き、地方が移管を求めている事務・権限は更なる移譲を検討するとともに、国の出先機関については、廃止を基本とした見直しに早急に取り組むこと。
- また、権限移譲を進めるに当たっては、事務事業の実施に必要な税財源の移譲と、人員移管について地方との協議を行うこと。
- 項目2** 国による関与、義務付け・枠付けについては、第3次一括法までの取組に止まらず、地方からの意見を十分踏まえ、廃止を基本とした更なる見直しを行うこと。
- また、実質的な「枠付け」の復活である「従うべき基準」の設定を行わないこととし、既に設定されたものも撤廃すること。
- 項目3** 地方自治体の裁量を広範に保障するため、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制している現行の地方自治法を抜本改正すること。
- 項目4** 今後の広域行政のあり方として、道州制の導入を検討すべきであり、検討を開始するための法律をすみやかに制定すること。
- また、議論を進めるに当たっては、地方分権に資する制度となるよう、都道府県の意見を十分尊重するとともに、導入による国民生活へのメリットを示すことで、国民意識の醸成に努めること。

【提案理由】

国においては、いわゆる「第二次地方分権改革」として第1次から第4次までの一括法を制定し、地方分権改革を進めてきたが、地方自治体が住民ニーズに対応した地域づくりを展開するためには、国と地方の役割分担を見直すことにより、更なる大幅な権限移譲を実現するとともに、義務付け・枠付けの更なる見直しを進めるべきである。

また、地方自治体の組織・運営の細部に至るまで規定している現行の地方自治法は抜本的に改正すべきである。

併せて、今後の広域自治体のあり方として地方分権に資する道州制の導入を検討する必要がある。

【最近の動向と各項目の提案理由】

<事務・権限の移譲>

最近の動向：地方分権改革推進本部では、平成25年9月に、国から地方へ移譲する事務・権限として100事項を検討対象としていたが、第4次一括法等では50事項の移譲にとどまった。

また、国の出先機関の見直しは行われていない。

提案理由：第4次一括法等により国から地方への権限移譲が行われたことは第一歩であるが、地方側が求めているのは、国の出先機関を原則として廃止し、その事務を包括的に都道府県へ移譲することである。

したがって、国と地方の役割分担を徹底的に見直し、平成22年7月に全国知事会が国から地方に移譲するよう提言した国の出先機関が所管する296の事務・権限をはじめ、地方が担うことができる事務は全て移管することが必要である。

<義務付け・枠付けの見直し>

最近の動向：国は、地方分権改革推進委員会第3次勧告で見直すべきとされた889条項のほか、地方からの提言に係る事項等を含めて1,316条項を見直し対象とし、そのうち975条項の見直しを行った。

提案理由：第1次から第3次一括法等により義務付け・枠付けの見直しは一定程度進んだが、例えば、国との協議は廃止されたものの届出の義務は存置されるなど、国の関与が残っているものが多いので、廃止を基本として更に見直し必要がある。また、今回見直しが行われなかった341条項についても改めて見直しを検討すべきである。

特に、福祉施設に配置する職員数や居室面積等に関して、一括法等により条例に委任されたものの、事実上「枠付け」の復活である「従うべき基準」が多く設定されているので、既に設定されているものは撤廃し、新たな設定は行わないことが必要である。

<地方自治制度の抜本的な改革>

最近の動向：平成21年度に、国において地方自治体の組織・運営の自由度を高めるため、地方自治法の抜本的な見直しに向けた検討が開始され、平成22年度には、「地方自治法抜本改正についての考え方」が示されたが、地方自治法の抜本改正は行われていない。

提案理由：現行の地方自治法は、地方自治体の組織・運営を全国一律に統制しており、また、条項数が膨大で県民にとってわかりにくいものとなっている。地方自治法を、地方自治の大枠を分かりやすく規定する「地方自治基本法」とし、現行の地方自治法で規定されている実務的・手続的な内容は個別法又は自治体が地域の実情に応じて条例で定めることができるように見直すことが必要である。

<地方分権に資する道州制導入の検討>

最近の動向：平成18年2月の第28次地方制度調査会答申や平成20年3月の道州制ビジョン懇談会中間報告を契機として、国政の場において、道州制の導入についての検討が行われてきており、現在、道州制のあり方について具体的な検討を開始するための法案の国会提出が検討されている。

提案理由：現在の国と地方の役割分担や税源配分の下では、地域の課題を地域自らの権限と責任で解決するには限界がある。したがって、将来の広域自治体のあり方として道州制の導入を目指すべきであり、その第一歩として道州制の検討を開始する法律を制定し、道州制について国民的議論を展開することが必要である。

道州制導入の目的は地方分権を一層推進することであり、議論に当たっては、国の出先機関の廃止はもとより中央府省の見直しを踏まえた地方への権限移譲や、権限に見合った安定的な財源を保障する地方税財政制度の構築、広範な自治立法権の確立など、新たな広域自治体が主体的かつ総合的に政策展開が可能となる視点から検討を行う必要がある。

(神奈川県担当課:政策局広域連携課)

2 地方税財政制度（財政関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 臨時財政対策債の廃止と地方交付税総額の確保
- 2 国庫補助金及び交付金の廃止と基金事業の改善
- 3 国と地方の財政負担の適正化

【提案内容】

項目1 臨時財政対策債は、地方交付税の代替措置とされているが、地方自治体の財政の硬直化につながる公債費増大の最大の要因となっていることから速やかに廃止し、本来の姿である地方交付税に復元すること。

なお、それまでの間の取扱いとして、財政力の高い団体に対し、過度に配分される不公平な算定方法を早急に見直すこと。

また、地方の固有財源である地方交付税は、現状では、地方の仕事量に見合った額が確保されていないことから、速やかに国税5税における地方交付税への算入率を引き上げ、総額を確保すること。

項目2 地方自治体の裁量権を拡大するため、国庫補助金及び交付金を廃止し、全額税源移譲すること。

なお、それまでの間、国の交付金を原資として創設した基金については、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう要件の見直しや運用改善を行うこと。

項目3 国と地方の役割分担を明確化し、財政負担の適正化を図る観点から、国直轄事業負担金は速やかに全廃すること。

また、地方超過負担はいまだに解消されておらず、地方財政を圧迫しているため、速やかに解消すること。

なお、地方に影響を与える制度変更等に当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方と十分な協議を行い、地方の同意を得て実施すること。

【提案理由】

地方が自主的・自立的かつ安定的に財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の役割分担を明確にし、財政負担の適正化を図る必要がある。そのため、地方財源の充実強化を図る観点から、地方交付税、臨時財政対策債や国庫補助金等を確実に見直すことが必要である。



臨時財政対策債は、財政力の高い団体に過度に配分されており、平成26年度当初予算では、本来地方交付税で措置される額の85%が臨時財政対策債となっている。



本県では、臨時財政対策債を除く県債現在高は、長年の発行抑制の取組から減少に転じているが、全体の県債残高は、臨時財政対策債の大量発行により、年々増加している。

(神奈川県担当課：総務局財政課)

3 地方税財政制度（税制関係）の改革

提出先 内閣府、総務省、財務省

【提案項目】

- 1 地方の仕事量に見合う税源確保のための税源移譲等の実現
- 2 地方法人税及び地方法人特別税の地方税への復元
- 3 自動車諸税の見直し
- 4 地球温暖化対策における地方の役割に応じた税財源の確保
- 5 課税自主権の拡大

【提案内容】

項目1 地方自治体が自らの財源で、地域の実情に即した施策・事業を自ら判断・決定するという真の地方分権を実現するため、地方の仕事量に見合った税源を確保すること。

そのために、地方消費税の税率引上げや、所得税から住民税への一層の税源移譲により、税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ること。

項目2(1) 地域間の税収格差の是正を名目に、消費税率の引上げまでの暫定措置として導入された地方法人特別税は、平成27年10月までに確実に撤廃し、地方税である法人事業税に復元すること。

(2) 同様の名目で、地方法人税が創設されたが、本来、税収格差の是正は、税源移譲や地方交付税の増額により、地方税財源を拡充する中で、国の責任で行うべきであり、これに地方税を用いることは、地方分権に反し極めて不適切であることから、速やかに撤廃し、地方税である法人住民税に復元すること。

項目3(1) 自動車取得税の廃止に当たっては、市町村をはじめとする地方への具体的な代替財源を税制度により確保すること。

(2) 自動車税については、グリーン化を一層推進すること。また、徴収コスト削減の観点から、車検時徴収の導入を検討すること。

項目4 地球温暖化対策譲与税の創設などにより、地球温暖化対策における地方の役割に応じた税財源を確保すること。

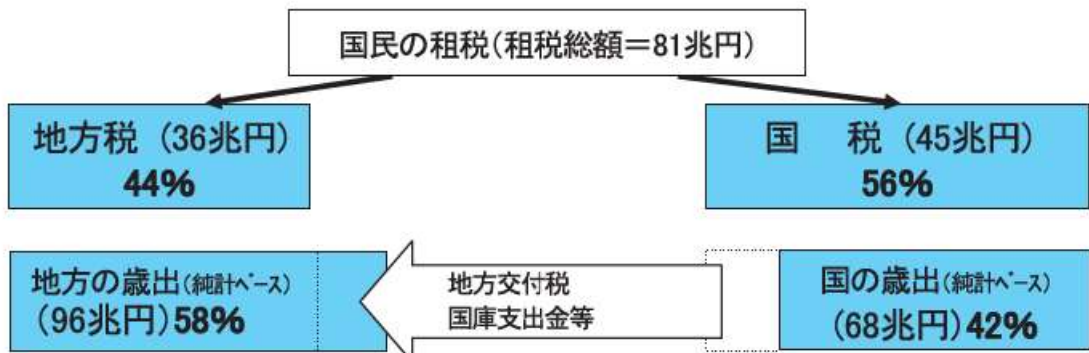
項目5 地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的な見直しの検討を進めること。

【提案理由】

現状では、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。地方自治体が担う事務・事業を自主的・自立的に執行できるよう、税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ることが必要である。

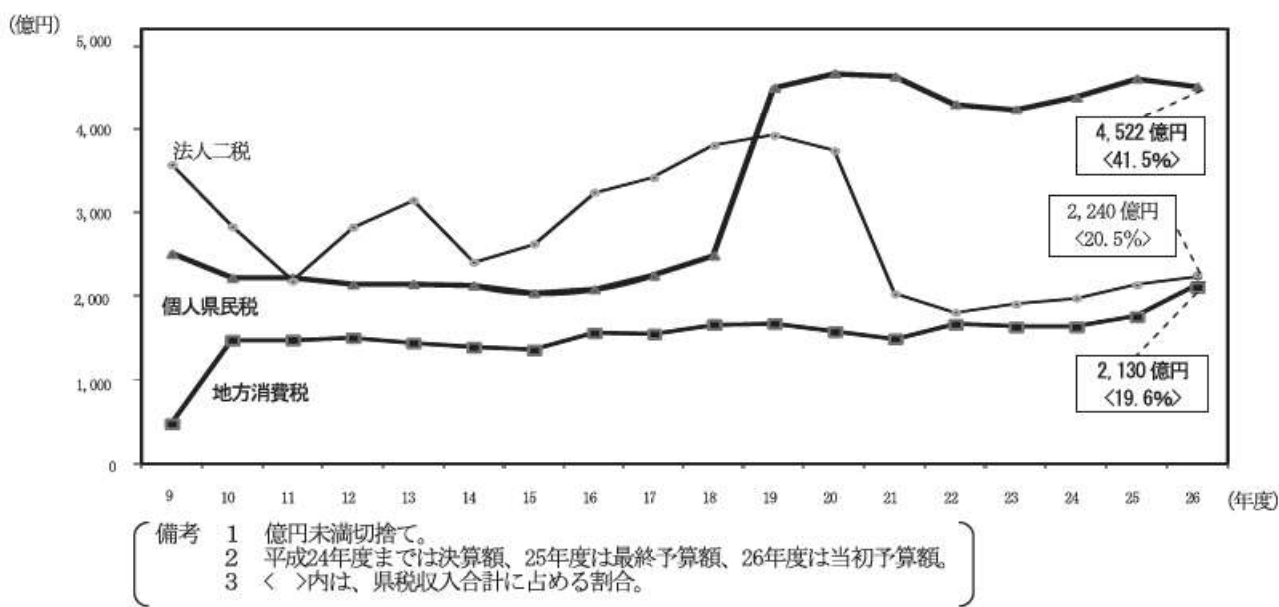
地方の課税自主権は、自治権の一環として憲法で直接保障されるものであり、平成25年3月の臨時特例企業税訴訟最高裁判決において、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかない」との補足意見が付されたことも踏まえ、その拡大を図ることが必要である。

地方と国の税源配分（平成24年度決算）



地方と国の税収(地方4:国6)と歳出規模(地方6:国4)にはギャップがあり、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。

主要税目の税収の推移（本県）



人口1人当たりの税収額の指数

税 目	最大値	最小値	倍率
地方消費税(清算後)	138.6(東京都)	75.4(沖縄県)	1.8倍
個人住民税	159.7(東京都)	59.0(沖縄県)	2.7倍
法人二税	247.2(東京都)	43.5(奈良県)	5.7倍
固定資産税	158.6(東京都)	68.3(長崎県)	2.3倍
地方税合計	164.6(東京都)	64.7(沖縄県)	2.5倍

備考 1 平成24年度決算。
2 人口は住民基本台帳(H25.3.31)による。
3 最大値及び最小値は、全国平均を100とした場合の指数。

(神奈川県担当課：総務局税制企画課)

Ⅱ エネルギー・環境

4 再生可能エネルギー等の普及拡大

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁

【提案項目】

- 1 固定価格買取制度の効果的な運用
- 2 「屋根貸し」太陽光発電事業のリスクの軽減
- 3 水素エネルギーの導入促進

【提案内容】

- 項目1** (1) 太陽光パネルについては、事業所等に設置される比較的規模が小さい設備の導入が遅れているため、500kW未満の太陽光発電設備の別区分化についての継続調査を早期に実施し、設備の規模により区分した買取価格を設定すること。
- (2) 開発が進められている薄膜太陽電池は、多様な用途への導入が期待されているが、まだ設置費用が高く普及していないため、固定価格買取制度において、薄膜太陽電池の設置費用を勘案した買取価格の新たな区分を設定し、初期需要の創出を図ること。
- 項目2** 「屋根貸し」太陽光発電事業の継続性を確保するため、企業の倒産等により太陽光発電設備を設置した建物が処分される場合に、屋根の賃借権を第三者に対抗できるように法整備等を行うこと。
- 項目3** (1) 水素ステーションの整備を促進するため、規制緩和の早期実施を図るとともに、燃料電池自動車（FCV）の普及が進むまでは事業の採算性が見込めないことから、普及に先行して水素ステーションを整備した事業者の運営費用に対する支援策を講じること。
- (2) 燃料電池自動車（FCV）の普及を促進するため、車両の購入に対する補助を創設するほか、バス、タクシー等の公共交通に集中的に導入するモデル事業や、災害時に非常用電源として活用するモデル事業等に対する新たな支援措置を講じること。

【提案理由】

都市部で分散型エネルギーシステムを構築していくためには、事業所や集合住宅等の建物を活用し、太陽光発電の導入拡大を図る必要がある。導入が遅れている理由として、まず、比較的規模が小さい設備は設置費用が割高となっていることから、調達価格等算定委員会による「500kW未満の太陽光発電設備の別区分化」についての継続調査の早期実施とインセンティブが働く買取価格の設定が必要である。また、太陽光パネルの荷重に耐えられない建物が多いというところがあり、薄膜太陽電池の導入を促進するため、薄膜太陽電池を対象とした買取価格の区分を設定する必要がある。

「屋根貸し」太陽光発電事業を民間施設に普及させるには、企業の倒産等により建物が処分されるリスクを軽減する必要があるため、屋根を対象とした賃借権の登記制度を整備するなど、第三者に対抗するための法整備を検討する必要がある。

水素ステーションは、政府の「規制改革実施計画」にも掲げられている、市街地における水素保有量の見直しなどの規制緩和を着実に図ることが必要である。さらに、車両の普及が進むまでは事業の採算性が見込めないことから、既存の設置費用に対する補助に加え、運営費用に対する支援措置を講じる必要がある。

燃料電池自動車（FCV）の普及促進に向けては、当初は公共交通等に集中的に導入することや、災害時の非常用電源として導入することが効果的と考えられるため、そうしたモデル事業等に対する支援措置を講じる必要がある。

【太陽光発電の導入ポテンシャルと設備認定状況】

太陽光発電の普及は、都市部の建物の導入ポテンシャルが活かされていない。

(丸囲み数字は全国順位)				(単位：1,000 kW)
	非住宅 ^{※1} 及び集合住宅の導入ポテンシャル			設備認定状況 ^{※2}
	屋根	壁面	合計	
東京都	① 4,737	7,723	① 12,460	⑳ 77
神奈川県	③ 3,233	3,667	② 6,900	㉒ 156
愛知県	② 3,668	3,050	③ 6,718	㉔ 555
大阪府	④ 2,853	3,842	④ 6,695	㉖ 219

※1 非住宅は、工場、倉庫、商業施設、公共施設など
※2 平成24年7月～平成26年2月の設備認定状況（10kW～1,000kW）
(出典：経済産業省新エネルギー等導入促進基礎調査、資源エネルギー庁資料を元に作成)

(神奈川県担当課：産業労働局地域エネルギー課、スマートエネルギー課)

5 地球温暖化対策の推進

提出先 経済産業省、資源エネルギー庁、環境省

【提案項目】

- 1 確定的な中期目標の設定と地球温暖化対策計画の早期策定
- 2 温暖化対策における国・地方の役割の明確化と財源措置等

【提案内容】

項目1 我が国の温室効果ガス削減目標について、「2050年までに1990年比80%削減」という長期目標を視野に入れて、確定的な中期目標を早期に設定すること。また、その目標を確実に達成するための具体的な対策を盛り込んだ地球温暖化対策計画を早期に策定すること。

項目2 国内対策の実施に当たっては、国、都道府県、市町村の役割分担を明確化し、効率よく推進していくことが不可欠である。そこで、中小規模事業者や家庭部門を対象とした温暖化対策など、地域できめ細かな対応が必要な施策については地方自治体に委ね、地球温暖化対策譲与税の創設など必要な財源措置等を講じること。

【提案理由】

我が国の温室効果ガス削減目標については、「2020年度までに2005年度比3.8%削減」とする原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めない現時点での目標が設定され、今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえ、確定的な目標を設定することとしており、我が国が先進国としての責務を果たすためには、「2050年までに1990年比80%削減」の長期目標を視野に入れて、確定的な中期目標を早期に設定する必要がある。また、地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県は、国の地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定するものとされており、国と地方自治体が連携を図りつつ地球温暖化対策を推進するためには、地球温暖化対策計画を早期に策定し、国内対策に取り組む必要がある。

さらに、国内の地球温暖化対策を進める上での国と地方の役割分担が明確になっていないが、地域の状況を把握している地方自治体を実施する方が効率的かつ効果が期待できる施策については、国が財源措置を講じたうえで、地方自治体にその事務を移譲すべきである。

【本県での取組状況等】

○ 地球温暖化対策計画の内容と現状

本県では、地球温暖化対策推進条例第7条に基づき、2010年（平成22年）3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、地球温暖化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。この計画の中で、本県の削減目標として「2020年（平成32年）の温室効果ガスを1990年（平成2年）比で25%削減することを目指す」こととしている。（国の目標値が変更された場合は、それを基に本県の目標値も見直すこととしている。）

本県の2011年度（平成23年度）の県内の温室効果ガス総排出量は、7,682万トン（二酸化炭素換算）で、京都議定書の基準年である1990年（平成2年度）と比べると、4.9%増加している。

○ 本県における温暖化対策の取組状況

ア 中小規模事業者の省エネ対策への支援

- ・無料省エネ診断の実施（平成22年度～）

省エネの知識・経験が豊富なエネルギー管理士が事業所を訪問し、電気やガスなどの使用状況や設備の運転管理状況を診断して、省エネに向けた技術的助言を実施。

- ・省エネ機器等導入費の補助（平成25年度～）

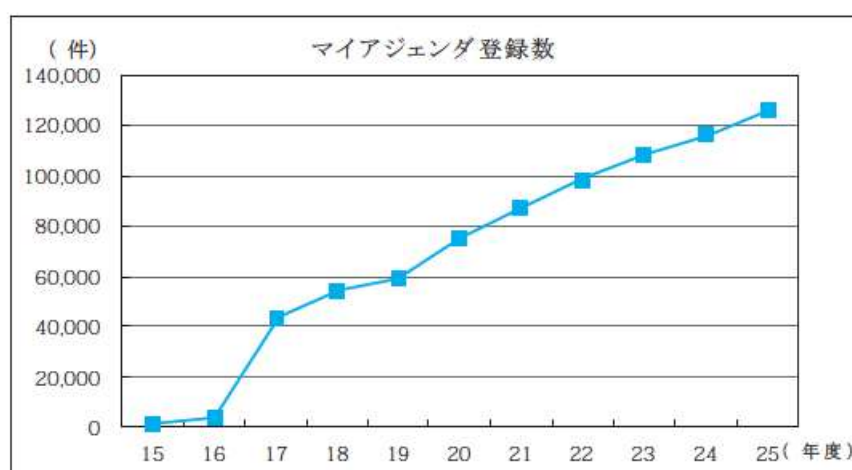
中小規模事業者の省エネ対策の推進と分散型電源の普及を図るため、ガスコージェネレーションシステム（ガスを使って電気と熱を取りだし利用するシステム）又はBEMS（建築物のエネルギー管理システム）を導入する事業者に対して助成を実施。

イ 家庭部門の温暖化対策（普及啓発等）

- ・マイアジェンダ制度の普及拡大

県地球温暖化防止活動推進センター等と連携し、県民のライフスタイルの転換を促すため、県民等にマイアジェンダ制度（※）の普及を図っている。

※マイアジェンダ制度：県民、企業等が環境配慮に向けて自主的に取組む内容を選択し、登録することにより実践行動に結びつけるもので、平成25年度末時点で約12万6千件が登録している。



(神奈川県担当課：環境農政局環境計画課)

6 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の推進

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

- 1 PM_{2.5}に係る生成機構の早期解明と常時監視の精度向上
- 2 注意喚起の的確な実施のための取組強化
- 3 粒子状物質対策の法制度の抜本的な見直し
- 4 粒子状物質を多量に排出する旧式ディーゼル車の対策強化
- 5 ガソリンベーパー対策の推進

【提案内容】

- 項目1** 微小粒子状物質（PM_{2.5}）の生成機構の全容解明を早急に進めること。また、県民への情報提供を的確に行うため、常時監視の測定機における1時間値の測定精度の向上を早期に図ること。
- 項目2** 「注意喚起のための暫定的な指針」に高齢者等感受性の高い者へのきめ細かな対応を定めるなど充実を図るとともに、PM_{2.5}の発生原因は多岐にわたり広域的に高い濃度となることから、国が精度の高い予報を実施し、注意喚起を行うこと。
- 項目3** 浮遊粒子状物質対策をPM_{2.5}対策に一本化し、より重点的・効率的に進められるよう法制度を抜本的に見直すこと。
- 項目4** PM_{2.5}の低減対策を推進するため、粒子状物質（PM）を多量に排出する旧式ディーゼル車の使用を全国一律に認めない法制度を整備するとともに、新車への転換に係る支援措置を講じること。
- 項目5** ガソリンベーパーはPM_{2.5}の発生原因の一つであることから、排出抑制対策として、米国の規制に対応し輸出車では装着されている回収装置を、国内車でも装着するよう早期に義務付けを行うこと。

【提案理由】

平成24年度の本県の常時監視測定局におけるPM2.5の環境基準達成率は約65%と低く、様々な発生源があるとされている中で、生成機構の早急な全容解明が求められる。

常時監視は国が認定した測定機で行う必要があるが、リアルタイムのPM2.5濃度に関心の高い県民に的確な情報提供ができるよう、精度が確認できていないとされている1時間値について、国による測定法の改良やメーカーへの技術支援を行い、測定精度の向上を図る必要がある。

PM2.5は広域に移流するものであるため、その対策としてPMの排出量が極めて多い旧式ディーゼル車（平成8年以前に初度登録）の使用を、全国一律に認めないことが急務である。

PM2.5対策となる揮発性有機化合物（VOC）全体の排出量が削減されてきている中で、燃料小売業（ガソリンスタンド）の排出量は減っておらず、その占める割合が大きくなっている。そこで、米国輸出車では既に装着され、ガソリンペーパーを給油時、走行時、駐車時のあらゆる場面で回収できる装置を、国内車でも装着することを義務付け、早期に普及する必要がある。

【本県での取組状況等】

大気汚染防止法の政令市とともに常時監視測定局の整備を進め、ホームページで測定結果を公開し、国の指針に基づき高濃度予報を行っている。

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、平成15年10月から、PMの排出基準を満たさない旧式ディーゼル車の県内運行を禁止している。

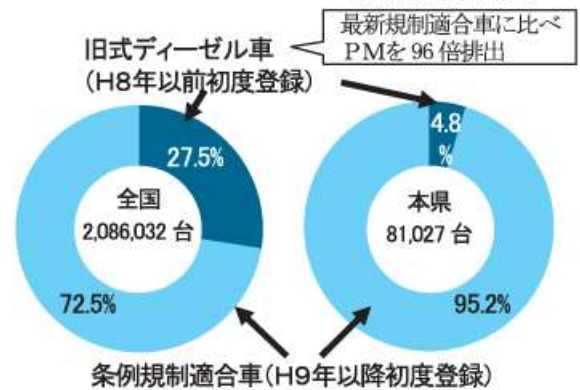
また、同条例に基づき、容量30kL以上の貯蔵施設を伴う給油施設について通気管にペーパーリターン設備を設けることを義務付けている。（昭和53年9月から義務化）

【PM2.5の環境基準達成率】（平成24年度）

区分	測定局数	達成局数	達成率 (%)
一般環境測定局	9 (313)	6 (136)	66.7 (43.5)
自動車排出ガス測定局	8 (124)	5 (42)	62.5 (33.9)
合計	17 (437)	11 (178)	64.7 (40.7)

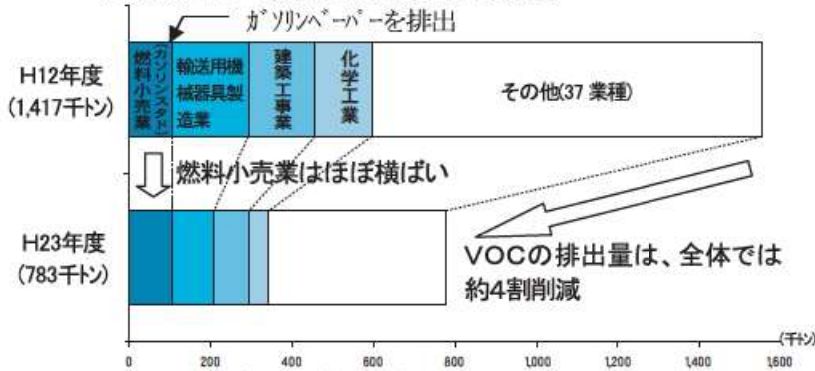
※（ ）内は全国の状況（環境省資料を基に作成）

【貨物自動車に占める旧式ディーゼル車の割合】（平成24年度末）



※一般財団法人自動車検査登録情報協会の統計情報を基に県が集計

【業種別VOC排出量(全国合計推計)】



※環境省資料を基に作成

【国内外のガソリンペーパー規制状況】

区分	日本	米国	欧州
荷卸時	△ (一部)	△ (一部)	○ (一部)
給油時 (SS側)	× (未規制)	△→× (廃止)	×→○ (規制)
給油時等 (車側)	× (未規制)	○ (規制)	× (未規制)

(神奈川県担当課：環境農政局大気水質課)

III 安全・安心

7 大規模災害対策の推進

提出先 内閣府、消防庁、文部科学省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、
気象庁、原子力規制庁

【提案項目】

- 1 大規模地震対策の早期取りまとめ
- 2 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立
- 3 箱根火山の観測体制の強化
- 4 石油コンビナート地域の防災対策の強化
- 5 原子力災害に関する対策の整備

【提案内容】

- 項目1** 首都直下地震や南海トラフの巨大地震について、被害想定に基づく実効性のある地震防災戦略を早期に取りまとめ、対策の推進を図ること。
- 項目2** 地震観測体制及び地震予知研究体制の確立を図ること。特に、南関東地域については、東海地震と同様に充実強化を図ること。また、東京湾及び相模湾における津波観測網の整備を推進すること。
- 項目3** 箱根火山について、県民、観光客の安全・安心の確保のため、観測体制の充実強化を図ること。
- 項目4** 石油コンビナート地域において、事業者による地震・津波対策や産業保安等の取組が着実に進むよう、防災対策の充実強化を図ること。
- 項目5** 広域に影響を及ぼす原子力災害に係る防護対策を推進するとともに、原子力事業所に係る対策の充実強化を早期に進めること。

【提案理由】

本県では、現在、地震被害想定調査を行っており、その後、同結果を踏まえ地震防災戦略を見直すこととしている。その際、国の対策や手法を踏まえて実施するため、国の大規模地震対策の早期取りまとめが必要である。

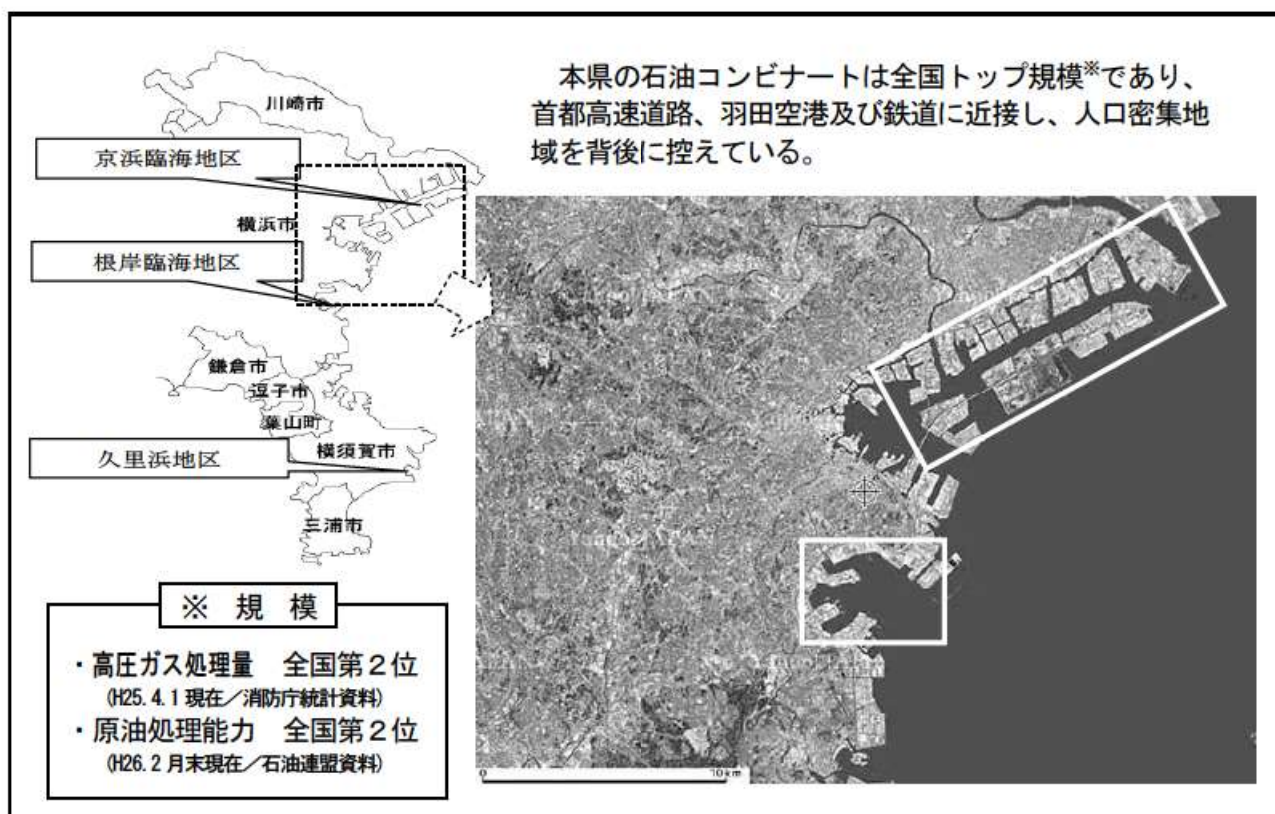
事前予知に基づく避難・警戒体制の確立に向け、南関東地域においても東海地震同様に観測網及び予知研究体制を充実強化する必要がある。また、津波からの避難時間を確保するため、GPS波浪計や水圧式津波計等の沖合津波観測設備の充実を図る必要がある。

箱根火山については、平成13年以降、5回の群発地震活動が発生し、その都度、地下ではマグマの蓄積が進んでいるとみられるほか、新たに生じた噴気域に拡大傾向が認められる。現在の観測体制では、火山活動の十分な把握は困難であり、住民のみならず、年間約2,000万人に及ぶ観光客の安全・安心を確保するためにも、ひずみ計の設置など、火山活動の観測体制の充実強化を図る必要がある。

石油コンビナートは我が国の産業や経済を支える極めて重要な基盤であり、災害や事故により大きなダメージを受ければ、周辺の住民や事業者にとどまらず、国内のエネルギー供給や国際競争力にも甚大な影響が及び、我が国経済を揺るがす事態になることから、事業者の防災対策が着実に進むよう、国として対策を講じる必要がある。

福島第一原子力発電所の事故に伴う広域的な放射能被害の実態を踏まえ、現行の「原子力災害対策重点区域」を越えた地域における防護の考え方を示し、これに基づく対策を推進する必要がある。また、原子力発電所以外の原子力事業所に係る原子力災害対策指針の改定及びオフサイトセンターのあり方について、早急に取りまとめるとともに、原子力事業所における放射性廃棄物の処理の仕組みを検討・推進する必要がある。

【神奈川県内の石油コンビナートの立地状況】



(神奈川県担当課：安全防災局災害対策課、危機管理対策課、工業保安課)

8 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応

提出先 国土交通省、環境省

【提案項目】

- 1 国の責任による最終処分場の確保
- 2 下水汚泥焼却灰の処分等の安全性の十分な周知
- 3 放射性物質濃度低減方策等の調査・研究の推進
- 4 仮置き費用等の追加的支出に対する早期の補償

【提案内容】

項目1 放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の下水汚泥焼却灰等についても、国の責任で最終処分場を確保すること。

項目2 放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰等の処理に当たって、国が示した基準に基づく処分等の安全性について国民へ十分な周知を図ること。

項目3 発生する下水汚泥焼却灰等の放射性物質濃度を低減する方策や、処分方法等について必要な調査・研究を推進すること。

項目4 下水汚泥焼却灰の仮置き費用等の追加的支出については、東京電力株式会社及び国の責任において早期の補償を行うこと。

【提案理由】

福島第一原子力発電所事故により、県及び市町村管理下水処理場の汚泥焼却灰等から放射性物質が検出されている。放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超える焼却灰等は、国が指定廃棄物として指定し処理を行い、それ以下のものは下水道管理者が処理することとなっている。しかし、1キログラム当たり8,000ベクレル以下のものでも、周辺住民等の放射能に対する不安から埋立処分ができず、また、再利用できないものもあるため、依然として処理場内で一時保管せざるを得ず、保管場所にも限りがある中で、引き続き県民から不安の声が上がっている。

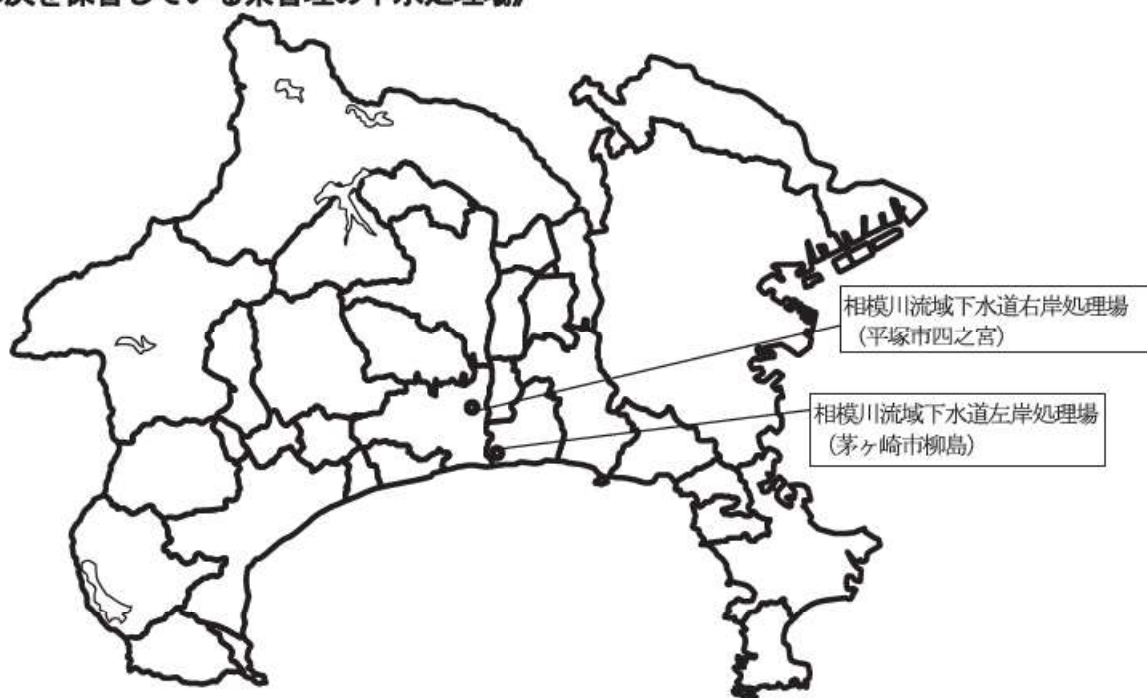
また、焼却灰の仮置き費用・測定費用等の追加的支出は大きな負担となっており、今後も支出が見込まれる中で、東京電力株式会社による損害賠償は十分に進んでいないことから、これらについて早急な対応が必要である。

【本県での取組状況等】

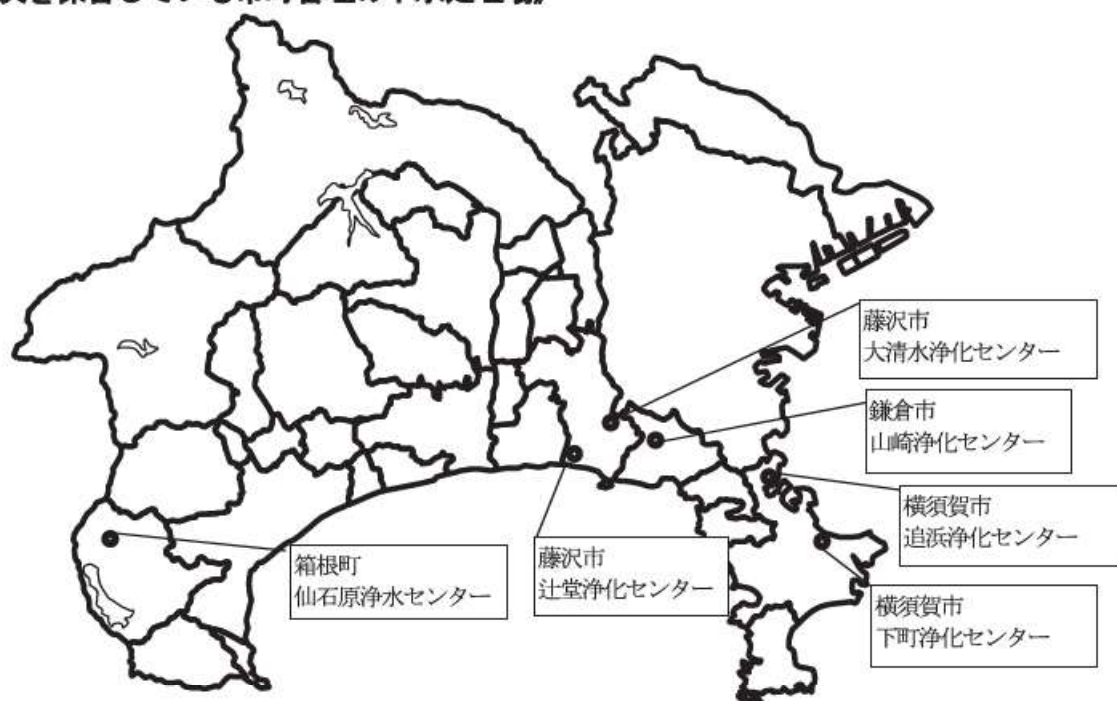
県管理の下水処理場では、2処理場合計で約2,478トン（平成26年3月20日現在）の焼却灰を保管している。現在、放射性物質濃度が低い焼却灰について徐々に搬出している。

政令指定都市を除く4市町管理の下水処理場でも、合計約4,634トン（平成26年3月20日現在）の焼却灰を保管している。

《焼却灰を保管している県管理の下水処理場》



《焼却灰を保管している市町管理の下水処理場》



(神奈川県担当課：県土整備局下水道課)

9 基地対策の推進

提出先 内閣府、外務省、防衛省

【提案項目】

- 1 基地の整理・縮小・返還の早期実現
- 2 厚木基地空母艦載機の移駐等の確実な実現
- 3 基地周辺対策の充実強化
- 4 日米地位協定の見直しと環境特別協定の締結
- 5 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実

【提案内容】

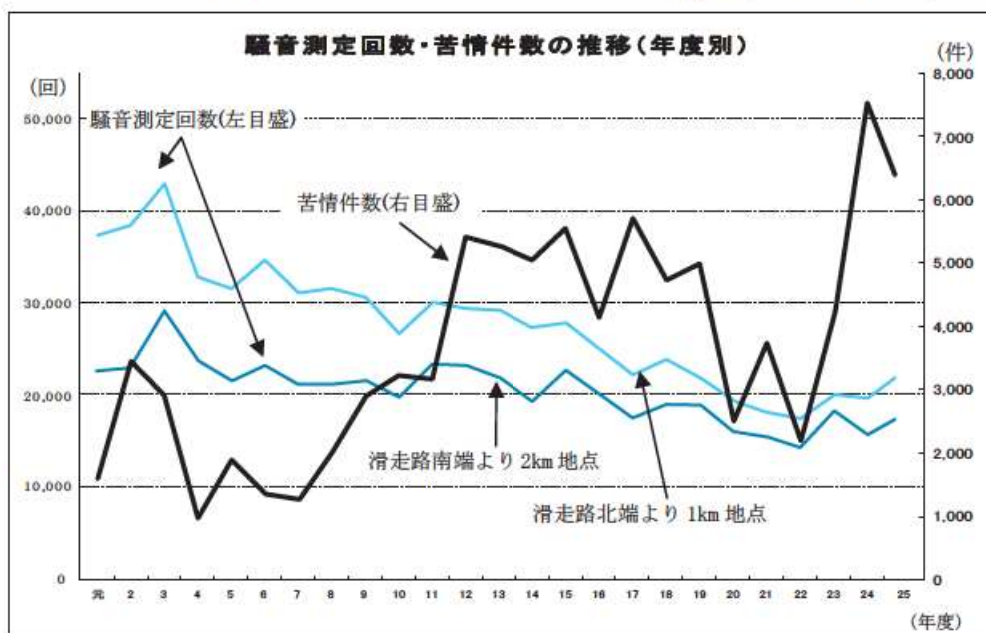
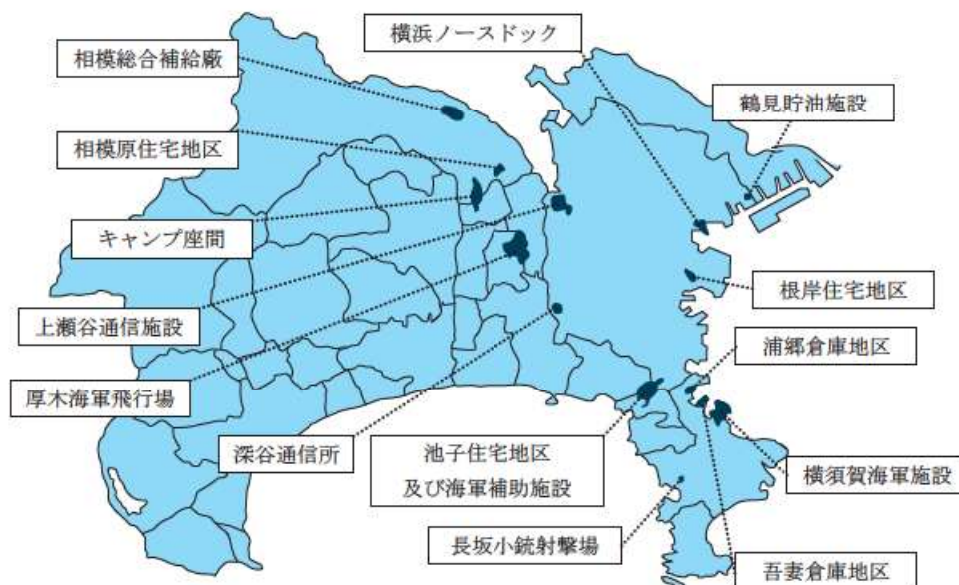
- 項目1 県民の平穏な生活を守り、良好な都市を整備するため、米軍基地の整理・縮小・返還を早期に実現すること。
- 項目2 在日米軍再編に係る日米合意を踏まえ、空母艦載機の1日も早い移駐及び恒常的訓練施設の確保を確実に実現すること。また、それまでの間、移駐の具体的なスケジュールや進捗状況等について、関係自治体に情報提供等を行うとともに、空母艦載機の着陸訓練を硫黄島で完全実施するなど騒音問題の解決に積極的に取り組むこと。
- 項目3 基地の返還や共同使用に係る地元の意向を尊重し、十分な財政上の措置、返還財産の処分条件に係る優遇措置等を講じること。また、基地負担に係る国民理解を醸成し、支援策を充実強化するとともに、基地と地元とのより適切な相互関係構築に向けた措置を講じること。
- 項目4 日米地位協定の見直しに向け早期に具体的な取組を行うこと。特に喫緊の課題である環境問題に係る特別協定の締結や、日米合同委員会の中に地元自治体の代表者が参加する仕組みの構築をすること。
- 項目5 原子力艦の度重なる入港を踏まえ、国が責任を持って十分な安全対策を講じるとともに、事前対策の確立に必要な情報を関係自治体に提供すること。また、国の主導の下に、実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、原子力艦に係る適切な応急対応範囲の設定や、防災資機材の整備など、防災体制の整備を図ること。

【提案理由】

基地問題の解決は国が責任を持って対応することが不可欠である。

【本県基地の現状】

- 都市化が進む人口密集地に14の基地（全国で3番目）が所在
- 在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間や在日米海軍司令部のある横須賀海軍施設など、在日米軍の重要な基地が所在
- キャンプ座間に米陸軍第一軍団前方司令部が設置
- 第七艦隊の主要艦船が横須賀海軍施設をいわゆる母港とし、原子力空母が配備
- 厚木海軍飛行場周辺で、空母艦載機による大きな騒音被害が発生



※苦情件数は、県及び厚木基地周辺12市に寄せられたもの。
 ※騒音測定回数は、70dB以上の騒音が5秒以上継続したときの回数。

（神奈川県担当課：政策局基地対策課、安全防災局危機管理対策課）

10 防犯カメラの整備・拡充

提出先 内閣官房、警察庁

【提案項目】

1 防犯カメラ設置促進を図るための関係法令の整備

【提案内容】

犯罪の起きにくい環境づくりに効果的な防犯カメラの設置促進を図るため、防犯カメラを設置する根拠となる法令を制定すること。

【提案理由】

防犯カメラは、犯罪を企図する者にその犯行を思いとどませるなどの効果があるほか、昨今の事件捜査において、被疑者特定等の客観的証拠となるなど、治安対策上、大きな効果が認められているところであり、社会全体に受容されてきている状況にある。

一方、防犯カメラの設置根拠を明確に規定した法令等がない現状においては、プライバシー侵害の問題が、防犯カメラの設置促進を阻害する要因になっている。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、大会会場となる東京都に隣接する当県の治安の安定は必須かつ急務であり、犯罪の起きにくい環境づくりの重要なツールとなる防犯カメラの設置促進を図るためには、防犯カメラを設置する根拠となる法令を制定する必要がある。

【本県での取組状況等】

本県では、安全・安心まちづくり団体事業補助金交付事業として、新たに防犯カメラ設置事業を始める自主防犯活動団体に対し、補助金を交付して設置促進を図っている。また、警察本部が繁華街などに100台の防犯カメラを設置・運用しているほか、治安情勢に応じた移設が可能なモバイル式防犯カメラを導入するなど、犯罪の起きにくい環境整備を強力に推進している。

・街頭防犯カメラで個人の容ぼうを撮影することは、憲法13条に保障されたプライバシー権の侵害に当たるおそれがあります。

・街頭防犯カメラの設置に関する法令がないため、設置主体が規定した条例や運用要綱等に任されている状況です。



全国では、15府県188市区町村

県内の街頭防犯カメラの運用・管理を主たる内容とした規程等の状況(平成25年3月末現在)

自治体名	規程の名称	規程の種別	施行年月日
藤沢市	藤沢市防犯カメラ運用基準	運用基準	H16.9.1
神奈川県	防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン	指針	H18.3.24
横浜市	横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン	指針	H18.5.1
川崎市	個人情報の保護に配慮した川崎市が設置し、又は管理する防犯カメラの画像の取扱い等に関する指針	指針	H19.8.1
清川村	清川村防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱	要綱	H20.3.1
大和市	大和市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン	指針	H20.8.1
厚木市	厚木市街頭防犯カメラ設置要綱	要綱	H21.3.3
秦野市	秦野市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱	要綱	H21.11.1

【関係法令整備の必要性】

過去の判例では、捜査及び証拠保全の観点から、個人の容ぼうの撮影に違法性はないと判示した例もありますが、防犯カメラの設置そのものを認めたものではないことから、今後もトラブルが多く発生することが懸念されます。そこで、民間の防犯カメラを含めて、犯罪の抑止を目的として公共空間に設置する防犯カメラの設置根拠法令が必要です。

➡ 第156回通常国会において、「行政機関等による監視カメラの設置等の適正化に関する法律案」が審議されたが、その後、審議未了のまま、廃案となっている。

【過去の判例】

・京都府学連デモ事件（最判昭和44年12月24日）

肖像権を認めている一方で、現行犯的な場合で、証拠保全の必要性及び緊急性があり、一般的に許容される限度を超えない相当なものを撮影することは違憲ではない。

・自動速度撮影監視装置肖像権侵害事件（最判昭和61年2月14日）

現行犯的な場合、緊急の証拠保全の必要性、一般的に許容される限度を超えない相当なもの。

・警察官によるビデオカメラ肖像権侵害事件（最判平成20年4月15日）

必要な限度において、撮影することは違憲ではない。

(神奈川県担当課：警察本部生活安全総務課)

IV 産業・労働

1.1 成長戦略の実現に向けた特区制度の充実

提出先 内閣官房、内閣府

【提案項目】

- 1 国家戦略特区等におけるプロジェクト推進の加速化
- 2 総合特区推進調整費の直接交付制度の創設
- 3 国際的医療人材養成機関の設置の速やかな実現

【提案内容】

- 項目1** 国・地方・民間が一体となって取り組むべき国家戦略特区、及び総合特区のプロジェクトを推進するため、民間の取組を加速する規制の特例措置や財政上の支援措置等を講じること。
- 項目2** 総合特区において、関係府省予算における対応が困難な場合には、総合特区推進調整費を指定地域に直接交付する制度を創設すること。
- 項目3** 国家戦略特区において提案している国際的医療人材養成機関の設置の速やかな実現に向けた措置を図ること。

【提案理由】

本県では、最先端医療関連産業について、2つの総合特区を中心に革新的な医薬品・医療機器の開発や再生医療等の先端医療技術の研究、ものづくり技術を活かした生活支援ロボットの実用化を進めている。

加えて、本県は、平成26年4月に国家戦略特別区域に指定され、超高齢社会に対応するため、総合特区で推進している「最先端医療・最新技術の追求」に加え、「未病を治す」というアプローチを融合することにより、新たな市場・産業の創出を目指す「ヘルスケア・ニューフロンティア」の取組を進めている。

日本再興戦略の目標を実現するためには、これら3つの特区で計画するプロジェクトの推進が不可欠であり、手術支援ロボットといった医療用ロボットの保険適用対象の範囲の拡大を図ることなど、民間の取組をさらに加速するため、より積極的な規制の特例措置や財政上の支援措置等が必要である。

また、総合特区において、関係府省の予算制度を機動的に補完し、より効果的に財政上の支援措置を行うためには、総合特区推進調整費を指定地域へ直接交付する制度の創設が必要である。

さらに、ライフサイエンス関連産業においてイノベーションを生み出すためには、それを支える基盤として、世界で最先端の医療を提供しながら、併せて超高齢社会を乗り切る幅広い知見を有し、海外に発信することのできる国際的医療人材を養成する機関が必要である。

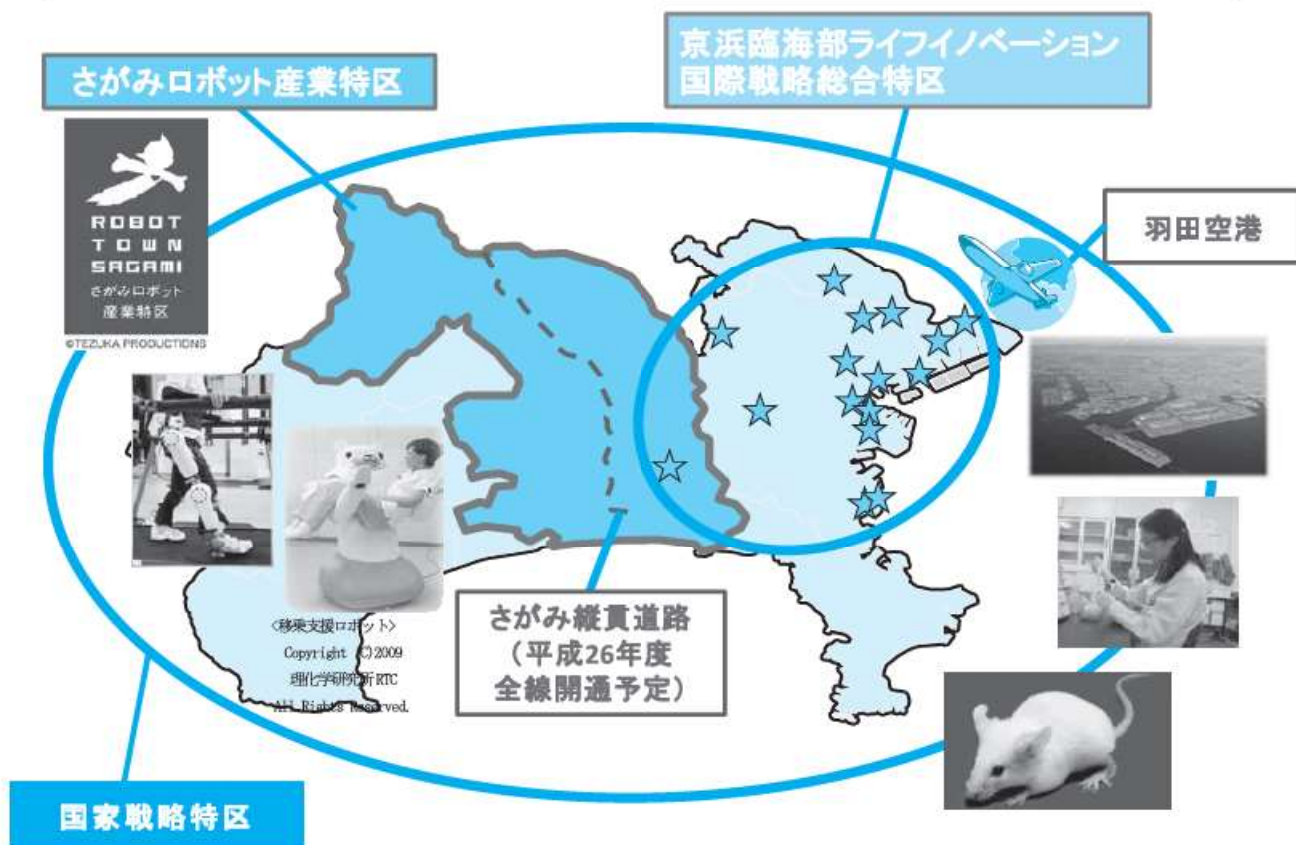
【本県での取組状況等】

平成23年12月に、横浜市及び川崎市と共同で「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」、平成25年2月には、「さがみロボット産業特区」の指定を受けた。

指定後は、「総合特別区域計画」の認定を受け、税制や財政の支援、規制の特例などの措置が行われるとともに、事業の熟度が高まった拠点などについて区域拡大の指定を受けた。

平成25年9月には、国家戦略特区の提案募集に対し、横浜市及び川崎市と共同で「健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン ～ ヘルスケア・ニューフロンティアの実現に向けて～」を提出した。

平成26年4月には、東京都などとともに国家戦略特区の指定を受けた。



国家戦略特区	
【目標】	2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に入れ、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	
【目標】	個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出
さがみロボット産業特区	
【目標】	生活支援ロボットの実用化を通じた地域の安全・安心の実現

(神奈川県担当課：ヘルスケア・ニューフロンティア推進局、産業労働局産業振興課)

1.2 経済・雇用対策の推進

提出先 内閣府、金融庁、厚生労働省、経済産業省、中小企業庁

【提案項目】

- 1 総合的な経済対策の推進
- 2 雇用対策の充実強化

【提案内容】

項目1 (1) 我が国の経済の再生に向け、持続的な経済成長につなげるため「日本再興戦略」に掲げられた施策を着実に推進するとともに、今後予定されている戦略の改定に当たっては、各地方の産業競争力協議会が取りまとめた産業競争力強化戦略や地域経済の実情を踏まえ、成長の果実が地域・中小企業に波及し、持続可能性のある地域構造が創出されるよう、施策の充実強化を図ること。

- (2) 厳しい経営環境におかれている中小企業者が行う経営改善や事業再生について、一層の支援措置を推進するとともに、中小企業への資金繰り対策として、金融のセーフティネット（信用補完制度）及び円滑化に万全を期すこと。

項目2 (1) 本県の雇用情勢は依然として厳しい状況にあることから、更なる雇用対策が不可欠であると考えられるため、緊急雇用創出基金事業の時限延長、拡充や要件緩和も含め、地方の創意工夫が活きる新たな具体的支援施策を早期に示すこと。

- (2) 障害者雇用を促進するため、法定雇用率を達成できず改善が見られない民間企業については、法律に基づき企業名を公表するなど、法定雇用率の達成に向けた取組を強化すること。また、地域における障害者の職場定着の実態を把握し、公表すること。

【提案理由】

本年6月に成長戦略の改定が予定されているが、活力ある地域社会を取り戻すためには、地域の実情を踏まえた、より効果的な経済・雇用対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

中小企業の経営改善や事業再生については、支援の担い手である経営革新等支援機関の多くが金融機関や税理士など民間機関であり、費用負担等の面から小規模事業者にとって利用しにくいため、公的専門機関の構築など一層の体制整備が求められる。また、資金繰り対策として、経営

力強化保証制度の要件緩和や信用保証協会の財務基盤の強化により信用補完制度を充実強化することや、中小企業金融の円滑化に万全を期すことが必要である。

全国的には雇用情勢は改善しているが、本県では厳しい雇用情勢が続いており、地域の実情に即した効果的な雇用対策を途切れなく講じるため、基金事業の更なる継続、拡充と要件緩和、または新たな臨時交付金の創設等が必要である。

障害者雇用については、平成 25 年度に法定雇用率が引き上げられ、平成 27 年度から障害者納付金制度の拡大、また、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加わることが予定されている。こうした中、本県では、企業経営者向けの啓発事業に取り組んでいるが、民間における雇用率が、依然として低い伸びにとどまっているため、より実効性のある取組を推進する必要がある。

【総合的な経済対策の推進】

〈 神奈川県への対応 〉

「地域経済のエンジンを回す 神奈川の挑戦」

H26当初予算1,965億9,243万円

経済対策

- ・ライフイノベーション — 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の展開 —
- ・ロボット — さがみロボット産業特区の本格展開 —
- ・エネルギー — かながわスマートエネルギー構想の推進 —
- ・更なる産業集積の促進と海外展開支援
- ・中小企業への支援
- ・公共投資の確保

雇用対策

- ・雇用の場の確保・拡大
- ・経済・社会を支える人材の育成
- ・就業支援の充実

地方産業競争力協議会

提案

〈 国の対応 〉

〇産業戦略進化のための今後の検討方針

年次の成長戦略改訂に向けて、我が国の潜在成長力の抜本的な底上げを図り、持続的な成長軌道にのせるため、以下の3つの視点から検討を進めることとされた。(H26.1.20)

- ①働く人と企業にとって世界トップレベルの活動しやすい環境を実現する。
- ②モノづくりに加えて、これまで成長産業と見做されてこなかった分野を新たな日本の成長エンジンに育て上げる。
- ③成長の果実を地域・中小企業に波及させていくとともに、持続可能性のある新たな地域構造を創り上げていく。

〇「日本再興戦略」の実行に向けた関連法成立

- ・産業競争力強化法 (H25.12.4)
- ・国家戦略特別区域法 (H25.12.7) 等 9 法案

〇「産業競争力の強化に関する実行計画」策定

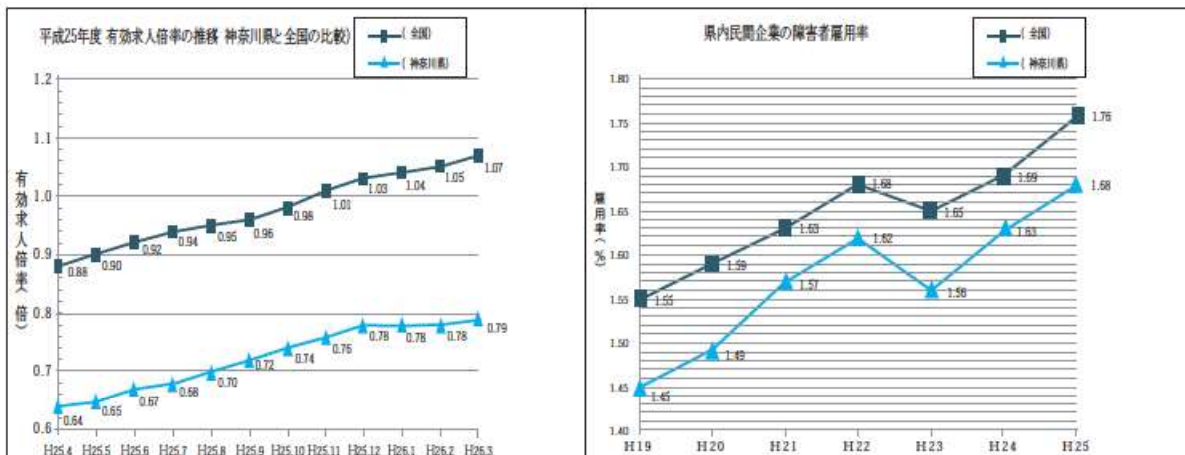
(H26.1.24閣議決定)

〇「地域の成長戦略に関する意見交換会」開催

各ブロックの産業競争力協議会がとりまとめ提案した「地方の産業競争力強化戦略」を踏まえて地域振興を支援していくとしている。(H26.4.21)

「成長戦略」の改定

【雇用対策の充実強化 ～厳しい雇用情勢～】



(神奈川県担当課：産業労働局総務室、金融課、雇用対策課)

1.3 都市農業の推進

提出先 財務省、農林水産省

【提案項目】

- 1 都市農業へ配慮した「食料・農業・農村基本計画」の充実
- 2 都市農業と関連する税制度の見直し
- 3 TPPなどの経済連携に伴う畜産業への経営安定対策の構築

【提案内容】

- 項目1 「食料・農業・農村基本計画」の見直しにおいて、多面的機能を有している都市農業の重要性を明確に位置づけた上で、都市農業経営の困難性に配慮した施策を盛り込むこと。
- 項目2 都市農業の持続的発展を図るため、次の場合に相続税納税猶予制度の対象となるよう税制度の見直しを検討すること。
- (1) 公益的な機能を持つ市民農園の開設のために農地を供する場合
 - (2) 温室や畜舎などの農業用施設用地を相続する場合
- 項目3 TPPなどの経済連携に伴い、都市における畜産業の活力を低下させることがないように、国の責任において具体的な経営安定対策を講ずること。

【提案理由】

「食料・農業・農村基本法」では、「都市住民の需要に即した農業生産の振興を図る」ことが国の責務であると明記しているが、現行の「食料・農業・農村基本計画」は、都市農業の位置づけが明確でない。そこで、次期計画では、生鮮食料を供給するだけでなく、防災機能や農業理解の場の提供などの多面的な機能を発揮している都市農業を明確に位置づけた上で、農地の点在や住宅地との隣接等の都市農業特有の不利な生産条件に伴うコストや労力負担に対する具体的な振興・支援施策を示すべきである。

また、都市農業の推進のためには、意欲ある担い手への農地集積をはじめ、都市住民のニーズをとらえた市民農園の設置などにより、都市農地の有効利用を図っていくことが必要である。しかし、市民農園の開設のために農地を供する場合や畜舎等施設用地は相続税納税猶予制度の対象となっておらず、経営継承の妨げとなっている。こうした課題を解決し、安定した経営継承が可能となるよう税制度を見直すべきである。

さらに、都市における畜産業は、都市住民への新鮮な畜産物の供給だけでなく、食育や資源の循環等、多面的機能を持つ重要な産業であることから、TPPなど経済連携に際しては、都市における畜産業が持続的に発展できるよう、財源の確保を含めた具体的な経営安定対策を講ずるべきである。


【現行の「食料・農業・農村基本計画」の計画期間】

平成22年3月改定（今後10年程度を見通し、概ね5年ごとに見直し、変更を行う）

【都市農業へ配慮した「食料・農業・農村基本計画」の充実】

【食料・農業・農村基本計画】

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1
- 2
- 3 農村の振興に関する施策
- 4 都市農業の振興に関する施策** ← 
- ①都市の実態を踏まえた具体的な農業振興施策
経営面積が小規模で、農業者の数が少なく地域単位での取組みが困難であるといった環境対策などに対する都市農業者の実態に即した施策の実施
- ②都市住民の理解と共感を得るための施策の充実
市民農園等の農業体験の機会の充実
- ③都市農業と関連する税制度上の配慮
- 5

- 【都市農業特有のコスト例】
- ・都市住民に対する配慮（農薬・土ぼこり等の飛散防止、作業時間の制限、臭気対策等）
 - ・生産基盤整備（農地が集団的でないため基盤整備が難しく、作業効率が低いことによる）
 - ・農地の規模が小さく、集約化も難しい（都市的利用との混在化が進み小規模・分散しているため、規模拡大による生産性向上は難しく、移動時間のロスもある。）
 - ・税負担（固定資産税、相続税など）

【都市農業と関連する税制度の見直し】

【特定農地貸付法及び市民農園法に基づく県内市民農園の直近の応募状況】（H25.3）

都市住民の農業にふれあいたいというニーズが高まっているが、市民農園の数は不足している。

募集区画数	応募者数	不足区画数
2,793区画	4,035人	1,242区画

【ハウス・ガラス室面積及び家畜飼養戸数】

新たに相続税納税猶予制度の対象になると見込まれる施設等

ハウス・ガラス室面積(H22)	家畜飼養戸数(H25)
284.7ha	469戸

※ 市街化調整区域内の農業用施設用地については、平成12年度の「相続税財産評価に対する基本通達」の一部改正で一定の対応はなされているが、市街化調整区域であっても本県の場合は地価が高いため、相続税納税猶予制度の対象拡大が望まれる。

【TPPなどの経済連携に伴う畜産業への経営安定対策の構築】

【本県の農業産出額】（H24、端数処理により合計は一致しない）

畜産業は151億円（18.8%）を占める。

合計	畜産	米	野菜	果実	花き	その他
805億円	151億円	41億円	444億円	86億円	53億円	29億円

（神奈川県担当課：環境農政局農政課、農業振興課、農地保全課、畜産課）

V 健康・福祉

1.4 医療改革の推進

提出先 内閣官房、厚生労働省

【提案項目】

- 1 ICTを用いた医療情報及び健診データ等の利活用の促進
- 2 風しん対策の強化
- 3 WHO推奨ワクチンの定期接種化

【提案内容】

項目1 情報化には欠かせないICT（情報通信技術）の活用促進を図るため、基盤となる電子カルテの導入や機器の整備を行う医療提供施設への財政的支援や診療報酬加算を行うこと。また、医療分野の機微性の高い情報を扱うことに対する情報の利活用と保護に関する法整備を図ること。

さらに、医療情報及び健診データ等について、ビッグデータとして収集・分析・利活用の促進が見据え、個人情報の取扱いルールや、データ項目・コード等の標準化など、全国共通のルールを策定すること。

項目2 平成26年4月から施行された風しんに関する特定感染症予防指針の目標達成に向け、国としても対策を一層強化するとともに、地方自治体が行き届く風しん対策に対し、財政措置を講じること。

項目3 予防接種は健康における安全保障であるため、WHOが推奨するワクチンのうち、まだ定期接種化されていないワクチンについて、早急に定期接種化を図ること。

【提案理由】

本県では、「神奈川県医療のグランドデザイン」や「神奈川県保健医療計画」において、ICTを活用した医療・健康情報の共有化及び予防接種等の取組を位置付けている。

ICTを活用した医療・健康情報の共有化の取組を推進するため、基盤整備に対する財政的支援や安定的な運用体制を維持するための診療報酬加算が必要である。また、本県では、県民自らが自己の検査データや服薬歴等の医療情報を管理・活用する仕組みである「マイカルテ」の導入に取り組んでおり、将来的に集積した情報を統計的に分析し、新たな施策に結びつけることを目指しているが、そのためには、医療分野の機微性の高い情報の利活用と保護に関する法整備が必要である。国は、パーソナルデータに係る制度整備等に向け、平成26年3月1日付けで内閣官房に「パーソナルデータ関連制度担当室」を設置し、平成27年通常国会への法案提出を目指しており、医療分野における対応が必要である。

県民の健康増進、医療費負担の抑制など、超高齢社会到来による健康課題解決に向け、医療情報や健診データ等、個人情報が含まれるデータをビッグデータとして円滑に活用できるよう、個人情報の取扱いルールや、データ項目・コード等の標準化など、匿名化後の個人情報の取扱いに関する共通ルールを定める必要がある。

風しんについては、20代から40代の抗体未保有者が多く、今後も周期的に流行する可能性があるため、本県では「風しん撲滅作戦」を展開し、取組を進めている。国においても、先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催の平成32年度までに風しんを排除することを目標に、風しんに関する特定感染症予防指針を施行した。この目標を達成するため、国として対策を一層強化するとともに、地方自治体が取り組む風しん対策に対しても、財政措置を講じることで、全国的な展開の拡大を図る必要がある。

平成26年度中に水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンが定期接種化されることになったが、VPD（ワクチンで防げる病気）の予防を更に促進するためには、未だに定期接種とされていないWHOが推奨するワクチンの定期接種化を一層進める必要がある。

【県内医療機関における電子カルテ導入状況】

	病院	診療所	全体
	(27.99%)	(28.62%)	(28.59%)
施設数	343	6,614	6,957
導入施設数	96	1,893	1,989

（※かながわ医療情報検索サービスよりデータ抽出）

【WHO推奨予防接種における日本の定期接種実施状況】

WHO推奨予防接種 (全ての地域に向けて推奨)	日本における 定期接種実施状況
BCG（結核）	○
ポリオ	○
DTP（D：ジフテリア・T：破傷風・P：百日せき）	○
麻しん	○
風しん	○
B型肝炎	
Hib（インフルエンザ菌b型）	○
肺炎球菌（小児）	○
HPV（子宮頸がん予防）	○
ロタ	

（神奈川県担当課：保健福祉局医療課、健康増進課、健康危機管理課）

1.5 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

- 1 医師確保対策の推進
- 2 看護職員確保対策の推進
- 3 福祉・介護職員確保対策の推進
- 4 救護救急法（仮称）の制定

【提案内容】

- 項目1** 医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、医師養成数の増加が可能となるよう規制を緩和するとともに、特定の診療科や地域による医師の偏在を解消し、必要な医師を配置する仕組みを構築すること。また、死因究明を推進するには、検案・解剖の担い手が不足していることから、解剖医等の確保・育成を図ること。
- 項目2** 看護職員の不足を解消し、実践力の高い人材を確保するため、早期に准看護師養成を停止すること。併せて、看護師養成カリキュラムを超高齢社会等のニーズに対応する養成課程の教育内容に見直すこと。
- 項目3** 福祉・介護職員に不足が生じていることから、業務内容に見合った適切な給与水準が確保されるよう、また、キャリアパスの取組が促進されるよう、介護報酬の充実を図ること。
- 項目4** 救急救命士の利活用による救護救急体制の構築等のため、救護救急法（仮称）を整備すること。

【提案理由】

医師確保対策については、本県の人口10万人当たりの医師数は全国平均を下回る状況にあり、医師の絶対数が不足している。医師や医療機関が地域により偏在しており、地域医療に支障が生じている。国は、医学部の定員増や医師臨床研修制度における規制を緩和するとともに、中立的な第三者機関が専門医を認定する新たな専門医制度において、診療科や地域における医師の偏在解消に誘導するなど、不足している特定の診療科の医師や地域における医師の増加に繋がる施策を講じる必要がある。

また、本県は、検案・解剖の担い手が不足していることで、特定の解剖医に依頼が集中している現状があり課題となっている。これは、本県のみならず全国的な課題であるため、国は、臨床研修制度の見直しや、法医学を希望する医学生に対する奨学金制度の創設など、解剖医を育成するための施策を強化し、解剖医等の増員を図る必要がある。

本県では、医療の高度化、専門化等に対応するため、准看護師養成停止の方針を固めたが、国においても早期に准看護師養成停止の方針を示す必要がある。また、看護師養成カリキュラムは、平成21年第4次改正により統合分野の創設、各分野での教育内容の充実等が図られたものの、少子高齢化に対応する老年看護学等の充実が十分ではないことや、地域医療、在宅医療で看護師が担う役割にますます期待が高まっていること、小児・母性看護学における臨地実習先の確保が困難となっていることから、分野の統合等も含めた更なる見直しが必要である。

福祉施設介護職員の現金給与月額、全産業と比較すると依然として低水準であり、福祉・介護人材の安定的な確保のため、介護報酬の充実など一層の処遇改善等に向けた対策が必要である。また、介護福祉士資格取得後の現任者の養成体系を整備し定着に結びつける必要がある。

現在、救急救命士の業務を行う場所は救急用自動車に限られているが、有資格者約4万人のうち2万人については消防職員でないことから、その資格が活かしていない。「日本のあるべき「救護救急体制」を考える民間有識者会議」において、救急救命士の利活用による救護救急体制の構築等をはじめとした「救護救急法（仮称）の制定等に関する提言」が昨年12月に取りまとめられたこともあり、病院前救護の充実に向けた救護救急法（仮称）の制定を推進する必要がある。

【人口10万人当たり医師数の推移】



【病院勤務医の推移（平成12年度の値に関する割合）】



【職種別現金給与月額の推移】



(神奈川県担当課：保健福祉局医療課、保健人材課、高齢社会課、地域福祉課)

16 「健康寿命日本一」の推進

提出先 消費者庁、厚生労働省、農林水産省

【提案項目】

- 1 未病を治す健康長寿社会の実現及び医食農同源の推進
- 2 農産物等に関する表示規制の緩和
- 3 健康に関する各種データの提供
- 4 西洋医学と東洋医学の連携
- 5 がん対策の充実強化

【提案内容】

項目1 健康・長寿社会の実現に向けた取組を推進するため、国においても「未病を治す」という考えを健康・医療政策に位置づけるとともに、医・食・農の連携による取組を関係府省が連携して強力に推進し、先行して取り組んでいる地方自治体への支援を行うこと。

項目2 農産物等に含まれる、健康増進に寄与する効能(機能性)について、販売時の積極的な情報提供が可能となるよう、健康増進法における表示規制を緩和すること。

項目3 都道府県別の健康寿命や、都道府県・市町村別の生活習慣に関する各種データについて、計画の策定・改定時期に関わらず、定期的に情報提供すること。

項目4 患者の治療の選択肢の多様化を図るため、西洋医学と東洋医学の連携などの研究を進めること。また、漢方診療に係る診療報酬の充実を図ること。

項目5 (1) 市町村が実施するがん検診について、受診率向上に向け、確実に受診できる方策を恒常的に講じ、財政措置を講じること。
(2) 職域におけるがん検診について、労働安全衛生法に位置付けるなど、受診促進に向けた仕組みを構築すること。
(3) 実効性のある受動喫煙防止措置を盛り込んだ法制度の整備と財政支援など、たばこ対策の充実強化を図ること。
(4) がん診療連携拠点病院等における診療体制や相談支援等の機能強化と、地域の医療機関との連携を促進するため、診療報酬の充実を図ること。
(5) がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録の実施にあたり、県や市町村、医療機関が必要な体制を整備し、円滑に事業が実施できるよう、財政面を含め十分な支援策を講じること。
(6) 先進医療に位置付けられている重粒子線によるがん治療について、保険診療の対象とすること。

【提案理由】

本県では、県民の健康寿命を延ばし「健康寿命日本一」を目指す取組を進めており、「未病」(※)をキーワードに、「未病を治すかながわ宣言」を平成26年1月に発表し、これに基づく施策を着実に推進しているが、国で取り組んでいる健康長寿社会の実現にも有用であることから、「未病を治す」という考えを健康・医療政策に位置づける必要がある。また、「健康寿命日本一」の達成に向けた有効な取組として、「医」「食」「農」を結びつけた施策を展開する中で、本県では、農林水産省による産業振興の視点からの研究事業への支援を受け、医食農連携研究を進めているが、こうした医食農連携事業に対し、厚生労働省による健康づくりの視点を加え、府省間の連携をさらに進め、自治体の取組みへの支援の拡充を図る必要がある。

また、健康増進法に規定する誇大表示の禁止に係る勧告及び命令の権限が、都道府県へ移譲されるが、健康増進機能に係る表示基準の見直しを行い、消費者に対し、農産物等が有する健康増進機能といったよりきめ細かい情報提供が可能となるよう、表示規制の緩和を図る必要がある。

健康に関する情報について、県民に、より分かりやすく、具体的な発信を可能とするとともに、健康寿命延伸のための施策を講じる上で必要なデータについて、国からの詳細かつ定期的な情報提供が必要である。

日本の医療は西洋医学が中心であるが、東洋医学(漢方)については健康増進や未病から終末期ケアまで、幅広い領域で使用でき有用であることから、がん患者等が安全で有効な治療法の選択を行うことができるよう、統合医療に係る研究の推進が必要である。なお、本県においては、県立がんセンターで、平成26年4月から「漢方サポートセンター」を開設し、「漢方診療」「栄養サポート」「相談、紹介」「東洋医学への理解の推進」を行っている。ところが、漢方診療は、患者一人について診療時間が長くかかり、また200床以上の病院では一般的な外来診療に対して高い診療報酬が算定できない制度となっているため、漢方診療に係る診療報酬の充実が必要である。

がんは、県民の総死亡者数の約3分の1を占め、死亡原因の第1位であり、今後も罹患者及び死亡者の増加が見込まれることから、本県では、「神奈川県がん対策推進計画」を策定し、対策を進めているが、がんの予防や早期発見に重要なたばこ対策の推進、がん検診の受診促進には、県の取組に加え、国による制度整備や財政面を含む支援が必要である。また、がん患者が身近な地域で質の高いがん医療を受けられる体制の整備には、がん診療連携拠点病院等が機能強化と地域連携に意欲的に取り組めるよう、診療報酬の更なる充実が必要である。加えて、がん対策の充実を目的に法制化されたがん登録については、円滑な事業実施に向けて、県や市町村、罹患情報を届け出る医療機関が体制を整備するため、国による技術面や財政面での支援が必要である。

県立がんセンターで平成27年12月の治療開始を予定している重粒子線治療は、先進医療に位置付けられており、患者の自己負担額が約300万円と高額であるため、保険適用が必要である。

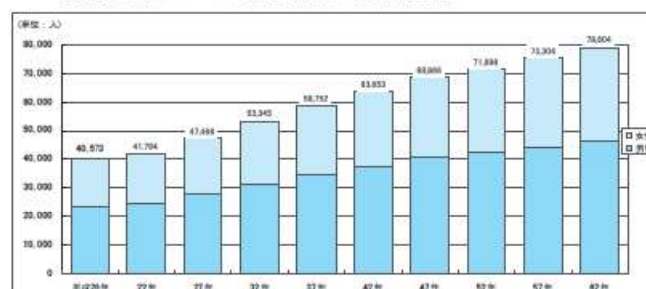
(※) 未病：心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程をあらわす概念

【健康寿命の現状(平成22年)】

	男性	女性
神奈川県	70.90年(全国12位)	74.36年(全国13位)
全国第1位	71.74年(愛知県)	75.32年(静岡県)
全国	70.42年	73.62年

出典：平成24年度厚生労働科学研究費補助金による「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

【神奈川県のがんの罹患者数の将来推計】



(神奈川県担当課：保健福祉局健康増進課、医療課、県立病院課、がん対策課)

1.7 障害・高齢福祉制度等の見直し

提出先 内閣府、厚生労働省

【提案項目】

- 1 障害福祉サービス及び介護サービスの費用負担の見直し
- 2 障害福祉施策に係る超過負担の解消
- 3 中長期的な視点に立った介護保険制度の見直し
- 4 介護ロボットの介護保険適用
- 5 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設

【提案内容】

項目1 障害福祉サービス及び介護サービスについて、権限が政令指定都市及び中核市へ移譲されたことを踏まえ、国は、現行生じている事務と費用負担の不均衡について、負担割合の見直しを行うなど所要の措置を講じること。

なお、見直しに当たっては、国において必要な財源措置を講じること。

項目2 障害福祉施策における地域生活支援事業について、事業量に見合った予算措置がなされていないことから、市町村の超過負担が恒常化しているため、国において必要な財源措置を講じること。

項目3 介護保険の負担と給付の公平のあり方について、保険料は、負担の公平性に配慮し、現行の所得段階別定額制について、負担能力をより反映させた制度とする一方、低所得者に対しては、中長期的な視点を踏まえつつ、軽減措置の拡充を図ること。

また、社会福祉法人による利用者負担軽減制度について、軽減対象者に一律に適用されるなど必要な見直しを行うこと。

項目4 介護サービスの質の向上や介護事業者の負担軽減を図るため、介護ロボットの利用を介護保険の適用対象とすること。

項目5 子育て世帯や重度障害者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるよう、国において小児・ひとり親及び身体・知的・精神の重度障害者への医療費助成制度を創設すること。

また、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の削減措置を直ちに廃止すること。

【提案理由】

障害福祉サービス及び介護サービスに係る事業者の指定業務等は、平成24年度に県から政令指定都市及び中核市に権限移譲されているにもかかわらず、費用負担に係る制度変更はされていないことから、権限と財源の不均衡が生じており、負担の公平性の観点からも妥当性に欠けているため、見直す必要がある。

障害福祉制度に係る地域生活支援事業の財源となる国庫補助金の交付額は、障害者総合支援法では事業費の2分の1以内を補助するとされているが、大幅に低い補助率実態となっているため、地方自治体の障害福祉施策の推進に影響を与えることのないよう、超過負担を解消する必要がある。特に、必須事業の増加や定率補助が行われていた個別補助金事業が地域生活支援事業へ統合されたにもかかわらず、事業の増加に見合った予算措置がされていないことから、財源措置が必要である。

介護保険制度は、急速な高齢化に伴い、保険料及び地方負担が増加傾向にある。保険料の所得段階別の定額制や社会福祉法人に委ねられた利用者負担額軽減制度などについて、負担の公平性や低所得者対策の観点から見直しが必要である。また、低所得者対策をはじめとした次期介護保険制度の見直しにあたっては、その効果を把握し、中長期的な視点に立った制度にする必要がある。さらに、介護現場における介護ロボットの利用は、介護サービスの質の向上や介護従事者の負担軽減につながるものとして期待されるものの、高額なものが多く、導入の妨げとなっているため、介護ロボットの利用を介護保険の対象とする必要がある。

子育て世帯や障害者、その家族の経済的負担の軽減に寄与する小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度については、国の社会保障政策の中で位置付けられるべきものであり、統一した制度の下、国、都道府県、市町村が一体となって取り組む必要がある。

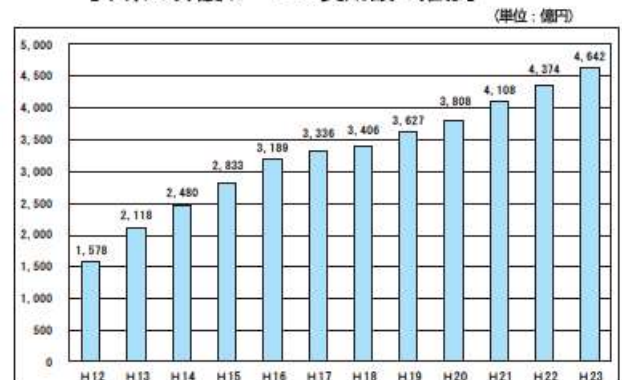
また、地方がこうした医療費助成を行った場合の国保国庫負担金の削減は、医療費助成制度の趣旨に照らし、直ちに廃止すべきである。

【本県の市町村地域生活支援事業超過負担の状況の推移】

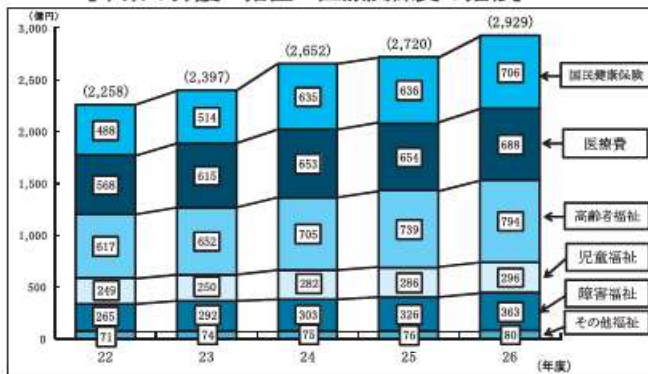
(単位：千円)

区分	H22 決算額	H23 決算額	H24 決算額
市町村地域生活支援事業実績 a	9,790,270	9,113,034	9,632,267
国庫補助想定額 (a×1/2) b	4,895,135	4,556,517	4,816,133
実際の国庫補助額 (補助率) c	3,285,231 (33.6%)	3,317,308 (36.4%)	3,292,758 (34.2%)
市町村負担想定額 (a×1/4) d	2,447,568	2,278,258	2,408,067
実際の市町村負担額 e	4,862,997 (49.7%)	4,137,078 (45.4%)	4,693,064 (48.7%)
市町村の負担超過額 (e-d)	2,415,429	1,858,820	2,284,997

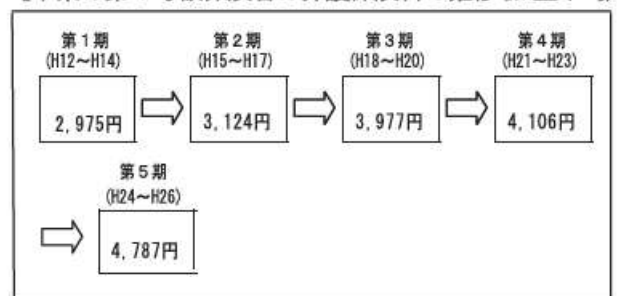
【本県の介護サービス費用額の推移】



【本県の介護・措置・医療関係費の推移】



【本県の第1号被保険者の介護保険料の推移(加重平均)】



(神奈川県担当課：保健福祉局障害福祉課、障害サービス課、高齢社会課、高齢施設課、介護保険課、医療保険課、県民局子ども家庭課)

18 医療保険制度の改革

提出先 厚生労働省

【提案項目】

- 1 国民健康保険の構造的問題の解決
- 2 市町村のインセンティブが発揮できる仕組みの構築

【提案内容】

項目1 国民健康保険制度改革における保険者の都道府県移管の前提となる国保財政上の構造的問題の解決にあたっては、被保険者の負担能力に応じた保険料水準を明確にした上で、今後の医療費増大を踏まえ、将来にわたり赤字（地方負担）を生みだすことなく運営できる財源を、国の責任において確実に措置すること。

項目2 国保の運営に関する役割分担において、市町村が担う保険料賦課徴収や医療費適正化など、保険者機能の発揮にインセンティブが与えられる仕組みを構築し、その権限と責任を法的に明確化すること。

【提案理由】

国民健康保険(国保)については、被用者保険と比較すると、年齢構成が高く医療費が高い、加入者の所得水準が低く保険料負担が重いなど、被保険者の実態に起因する構造的な問題があり、その結果、地方団体は厳しい財政運営を強いられ、本県では毎年度400億円を超える市町村の一般会計からの法定外繰入れが行われている。

社会保障制度改革のプログラム法では、財政上の構造的な問題の解決を前提に、平成29年度までに、都道府県が国保財政の運営を担い市町村が保険料の賦課徴収・保健事業等を担う方向が打ち出され、現在、国と地方との協議が行われている。

協議にあたっては、財政上の構造的な問題の解決において、国財政調整交付金算定上の収入額が実際と乖離しているために交付額が少なく、不足分が保険料に転嫁されて、中間所得者層の保険料負担が重い状況にある本県の保険者の問題を含め、法定外繰入の状況について十分な分析が必要である。

その上で、今後の医療費の増大を踏まえ、被用者保険における負担とのバランスに留意しつつ、所得階層別の保険料負担水準を明らかにした上で、被用者保険との財政調整を含め、国として将来にわたり財政負担をどのように行うのかを議論していくことが求められる。

その際、持続可能な制度に向けて、財政調整交付金の算定方法の見直しや、地方単独医療費助成に伴う定率負担金の減額措置の廃止など、保険者の医療費適正化の取組みを阻害しない財政調整のしくみを構築すべきである。

また、移管後の運営面での制度設計にあたり、県と市町村の権限と責任の分担を法的に担保し、市町村に保険料徴収や保健事業の実施、医療費適正化に対するインセンティブが働く仕組みとすることが必要である。

併せて、持続可能な医療保険制度の構築のため、将来に向けてすべての医療保険制度の全国レベルでの一元化について検討すべきである。

【本県の国保の現状】

国保の財源のうち、国調整交付金の交付率は法令の規定上9%のところ、本県では2%と全国最低水準にとどまり、不足分を保険料の負担増及び法定外繰入により補填している。

これは普通調整交付金(医療分)の算定上、対象需要額(医療費実績)から控除される対象収入額(算定値)が、保険料の賦課限度額を超える所得を含み実際より過大となっているため、本県のように医療費が低く平均所得水準が高いほど、この乖離が大きくなり、多くの市町村が不交付又は過小交付となっている。逆に、医療費が高ければ高いほど、交付金が多く出るしくみとなっており、医療費適正化のインセンティブを阻害するものである。

【中間所得層の負担の状況 ー所得に対する保険料の負担割合ー】

1000万円未満収入のいずれの世帯・所得階層とも被用者保険(協会けんぽ)を上回り、特に収入200万円から400万円の世帯の負担が高くなっている。

収入 (万円)	所得 (万円)	横浜市国民健康保険				協会健保
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	
100	35.0	13.27%	13.27%	19.61%	25.96%	13.23%
200	122.0	11.17%	14.81%	16.27%	19.18%	8.25%
300	192.0	10.87%	13.18%	15.49%	17.80%	7.90%
400	266.0	10.72%	12.39%	14.05%	15.72%	7.80%
500	346.0	10.63%	11.91%	13.19%	14.48%	7.38%
600	426.0	10.57%	11.61%	12.66%	13.61%	7.12%
700	510.0	10.53%	11.33%	11.99%	12.65%	6.89%
800	600.0	10.23%	10.79%	10.83%	10.83%	6.65%
900	690.0	9.42%	9.42%	9.42%	9.42%	6.48%
1000	780.0	8.33%	8.33%	8.33%	8.33%	6.35%

協会けんぽの保険料負担率の2倍を超える世帯
協会けんぽの保険料負担率の1.5倍を超える世帯

※以下のデータをもとに県が作成

- ・協会けんぽは、平成25年10月から適用の保険料率(介護分を除く)、標準報酬月額年間16月(ボーナスが4月分支給)として算定
- ・横浜市は、平成25年度の保険料率による算定(介護分を除く、軽減適用後)。

【普通調整交付金算定上の問題】

* 算定の仕組み

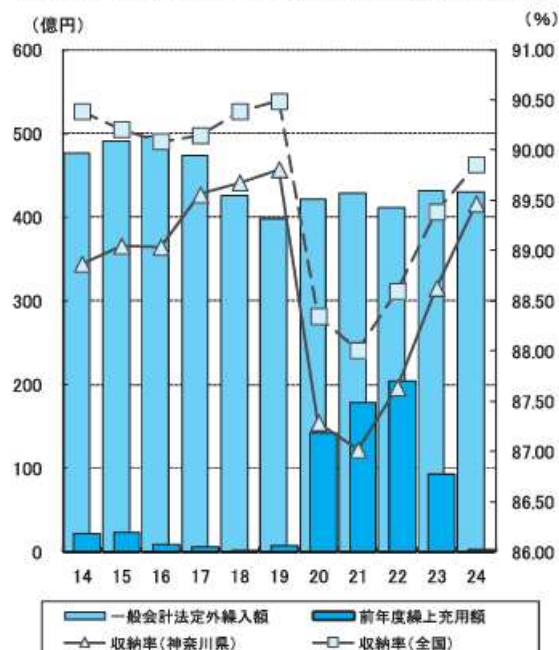


賦課限度額51万円(医療分)となる基準総所得金額 (例)

世帯構成員人数	1	2	3	4
(A) 普通調整交付金算定上の所得額	7,689,143	7,199,835	6,710,527	6,221,220
(B) 実際の保険料賦課上の所得額	6,137,629	5,703,093	5,268,557	4,834,021

- 普通調整交付金の調整対象収入額の算定で用いられる基準総所得金額は、賦課限度額を超える基準総所得金額を控除し算定することとされている。
- しかし、医療費が低い場合、普通調整交付金算定上、賦課限度額に達する所得(A)は、実際の保険料賦課における所得(B)より高くなるため、実際の賦課では算入されない所得(A-B)が調整対象収入額の算定に含まれることになる。

【県内市町村国保収納率と法定外繰入等の推移】



(神奈川県担当課：保健福祉局医療保険課)

VI 教育・子育て

19 子ども・子育て応援社会の推進

提出先 内閣府、文部科学省、厚生労働省

【提案項目】

- 1 新制度実施のための財源確保
- 2 新制度の広報・周知の徹底
- 3 新制度移行後の保育所整備等の財源の確保
- 4 子育て支援人材の確保・育成のための対策の充実

【提案内容】

項目1 子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、保育所や認定こども園を増設するなどの量の拡充や、そのために必要な保育士や幼稚園教諭を確保するなど質の向上を図るため、1兆円超の財源が必要とされているが、確保の見通しが立っているのは消費税増税分の0.7兆円のみであることから、不足している0.3兆円超について早急に確保すること。

項目2 新制度は、就学前児童の教育・保育を中心に幅広い内容となっているうえ、複雑でわかりづらいものとなっている。
子育て当事者、事業者等への広報・周知について、国が責任を持って実施するとともに、地方自治体の実施する広報・周知に対して、十分な支援を行うこと。

項目3 保育所や認定こども園等の施設整備への支援制度の継続のため、安心こども基金の延長を含め、十分な財源確保を図ること。

項目4 質の高い教育・保育、子育て支援の提供のためには、幼稚園教諭や保育士をはじめ、様々な人材の確保・育成が必要となることから、子育て支援人材全般の確保・育成について、本格的かつ体系的な対策を早急に講じること。

また、人材育成と専門性向上のための研修体系の整備を行うとともに、地方自治体研修を実施するための財政措置を講じること。

【提案理由】

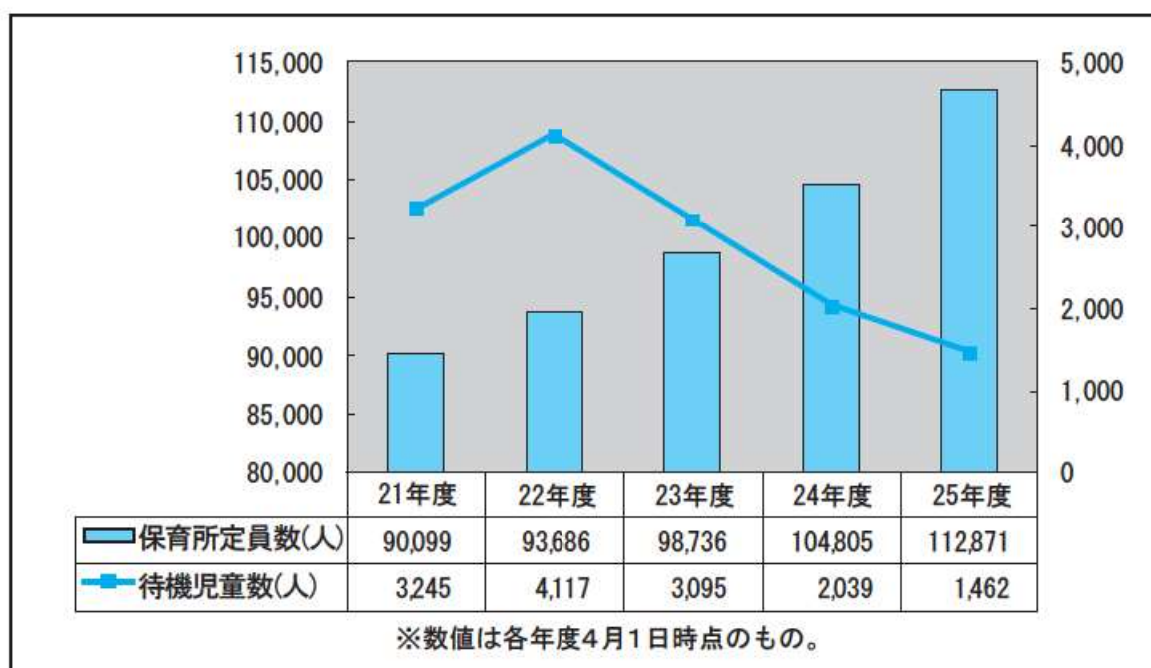
「子ども・子育て支援新制度」においては、幼児教育・保育・子育ての質・量の充実を図るため、1兆円超程度の財源が必要とされているが、消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円の財源措置の方針が示されていない。

また、国では、26年4月から子育て家庭向けの広報を開始するとしているが、規模・内容等は現時点では不十分である。自治体を実施する広報・周知についても、地域少子化対策強化交付金の対象とされているが、当該交付金事業の採択には厳しい採択基準が設定されており、広く自治体が広報・周知を行うための国の支援策が講じられていない。

新制度移行後においては、保育短時間認定の導入に伴い、保育需要の急増が予想されることから、保育所整備費等の確保のための、国の財源措置が必要である。

さらに、幼稚園教諭、保育士、保育教諭をはじめ、放課後児童クラブ指導員、地域子育て支援拠点事業・乳児家庭全戸訪問事業・利用者支援事業などに従事する子育て支援人材の確保・育成について、研修体系の整備や地方自治体が行う研修実施に係る支援等早急な対策が必要である。

[本県の保育所入所待機児童数と保育所定員の推移]



[本県の認可外保育施設（地方単独保育施設）の施設数・入所児童数の推移]

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
認可外保育施設数(箇所)	896	947	960	1,003
うち地方単独保育施設(箇所)	255	263	289	338
認可外保育施設入所児童数(人)	22,659	25,751	24,204	26,229
うち地方単独保育施設(人)	9,783	10,351	11,138	12,921

※ 数値は各年3月31日時点のもの。

(神奈川県担当課：県民局次世代育成課)

Ⅶ 県民生活

20 拉致問題の早期解決

提出先 内閣官房、外務省

【提案項目】

1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現

【提案内容】

- 【項目1】(1) 北朝鮮当局による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の徹底的な全容解明と特定失踪者を含む安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図ること。
- (2) 「対話と圧力」という姿勢で北朝鮮を日朝政府間協議などの交渉の場に引き出すとともに、あらゆる方策を尽くし、拉致問題の全面解決を粘り強く迫ること。
- (3) 北朝鮮に不測の事態が発生した場合に備え、拉致被害者の安全を確保するため、関係諸国や国際機関等と連携し、適切に対応できるよう準備を進めること。
- (4) 拉致問題を風化させないための取組をより一層強化すること。

【提案理由】

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者が帰国してから、10年以上が過ぎている。拉致被害者の帰国を待つご家族の高齢化も進み、残された時間は少なく、早期帰国の実現が必要である。

平成26年3月には、北朝鮮における人権に関する国連調査委員会が、拉致問題を含めた人権侵害に関する最終報告書を国連人権理事会に提出し、人権侵害を非難する決議がされた。このように、拉致問題が日本と北朝鮮との関係にとどまらない国際的な人権侵害問題であることから、関係諸国や国際機関等と連携して取組を進める必要がある。

さらに、安否不明者の生存確認など、北朝鮮による拉致の疑いが排除できないいわゆる特定失踪者にまで拉致問題の取組の枠を広げる必要がある。

この間、外交交渉や制裁措置にもかかわらず、拉致問題はいまだに解決していない。政府は、「対話と圧力」を基本姿勢として、拉致問題の全面解決に向けて、あらゆる方策を講じる必要がある。

【本県での取組状況等】

本県では、北朝鮮による拉致問題についての理解が深まり、県民世論が喚起され、この問題の解決に国がより強く北朝鮮との交渉に臨めるよう、啓発に取り組んでいる。

具体的には、国や市町村と連携し、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の上映会を県内各地で実施したり、特定失踪者を含めた拉致問題の講演会を開催している。12月の「人権週間」や「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、県のたよりやホームページなどを活用した広報、パネル展示やポスター掲示なども実施している。

平成25年度 拉致問題に関する本県の主な取組

1 映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等

- (1) 年月日：平成25年8月31日～平成26年3月8日の間 計10回
- (2) 場 所：県内各地
- (3) 内 容：映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等の上映、拉致問題に関する講演等
- (4) 参 加：約1,900人

2 「すべての拉致被害者救出を！」神奈川県民のつどいの開催

- (1) 年月日：平成25年12月1日
- (2) 場 所：神奈川県庁 本庁舎 大会議場
- (3) 内 容：DVD「ただいまの声をきくために」（あさがおの会作成）
上映、最近の国連の動きと拉致問題に関する講演、
パネル討論
(横田御夫妻、特定失踪者家族、拉致問題関係団体、知事)
- (4) 参 加：120人



3 神奈川ゆかりの特定失踪者パネル展示

- (1) 年月日：平成25年5月～平成26年3月
- (2) 場 所：約50か所（県民利用施設や県内市役所ロビーなど）
- (3) 内 容：神奈川ゆかりの特定失踪者パネルを県内各地で展示



4 その他

- (1) 県ホームページにおける「拉致問題を風化させない取組み」の紹介、特定失踪者御家族から寄せられたメッセージ等の掲載
- (2) 県広報紙「県のたより」等において広報を実施
- (3) 政府作成の拉致問題に関するポスターの掲示
- (4) ブルーリボン運動への協力

(神奈川県担当課：県民局国際課)

VIII 県土・まちづくり

2.1 広域交通ネットワークの整備促進

提出先 総務省、国土交通省

【提案項目】

- 1 東京五輪とその先を見据えた幹線道路網の整備と利用促進
- 2 橋梁・トンネル等道路施設の老朽化・防災対策
- 3 鉄道網の整備促進

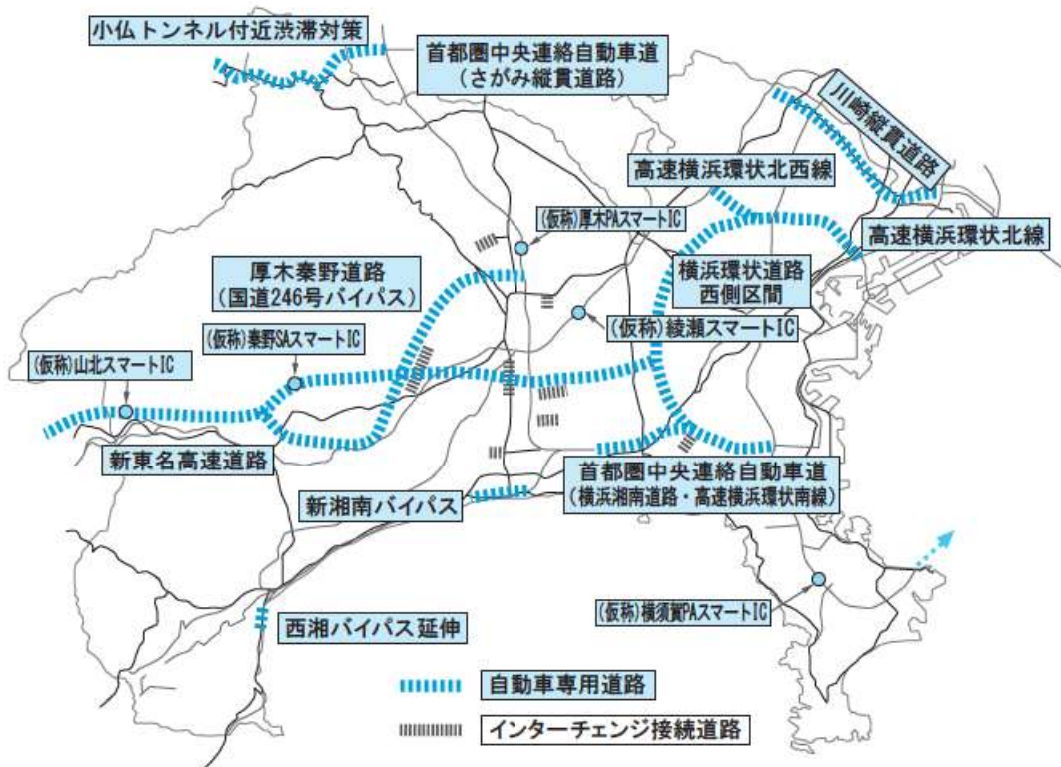
【提案内容】

- 項目1** (1) 「横浜湘南道路・高速横浜環状南線（圏央道）」、「新東名高速道路」、「厚木秦野道路」及び「高速横浜環状北線・北西線」は、東京オリンピック・パラリンピックまでに整備を図ること。また、新東名高速道路の海老名以東の計画の具体化を図ること。
- (2) 高速道路の利便性向上を図るスマートI Cやアクセス道路、地域振興・防災拠点に資する「道の駅」の整備等のため、必要な予算措置を講じること。
- (3) 割高となっている圏央道の料金は、環状道路としての利用促進を図るため、また、横浜横須賀道路等その他の割高な区間についても、地域の経済・生活を支えるため、料金の低減を図ること。
- 項目2** 高度成長期に集中的に整備された道路施設の高齢化に対応するとともに、巨大地震等の大規模災害に備えるなど、国土の強靱化に向けた取組を推進するため、道路施設の老朽化対策、防災・減災施策に必要な予算措置を講じること。
- 項目3** (1) リニア中央新幹線については、事業を推進するための諸手続を確実に進め、整備を促進するとともに、駅周辺のまちづくりについても、重点的かつ積極的に地方自治体へ財政支援を講じること。
- (2) 寒川町倉見地区の東海道新幹線新駅や藤沢市村岡地区のJ R東海道線新駅等の実現を図るため、駅舎整備への地元自治体の負担を軽減する制度整備や確実な予算措置を講じること。
- (3) 相模線の複線化や東海道貨物支線の貨客併用化、相鉄いずみ野線の延伸などの整備を促進するため、新たな「東京圏における高速鉄道に関する基本計画」に引き続き位置付けるとともに、民間鉄道事業者や新線整備を含め輸送力増強に資する事業を対象とするなど、助成制度の拡充を図ること。

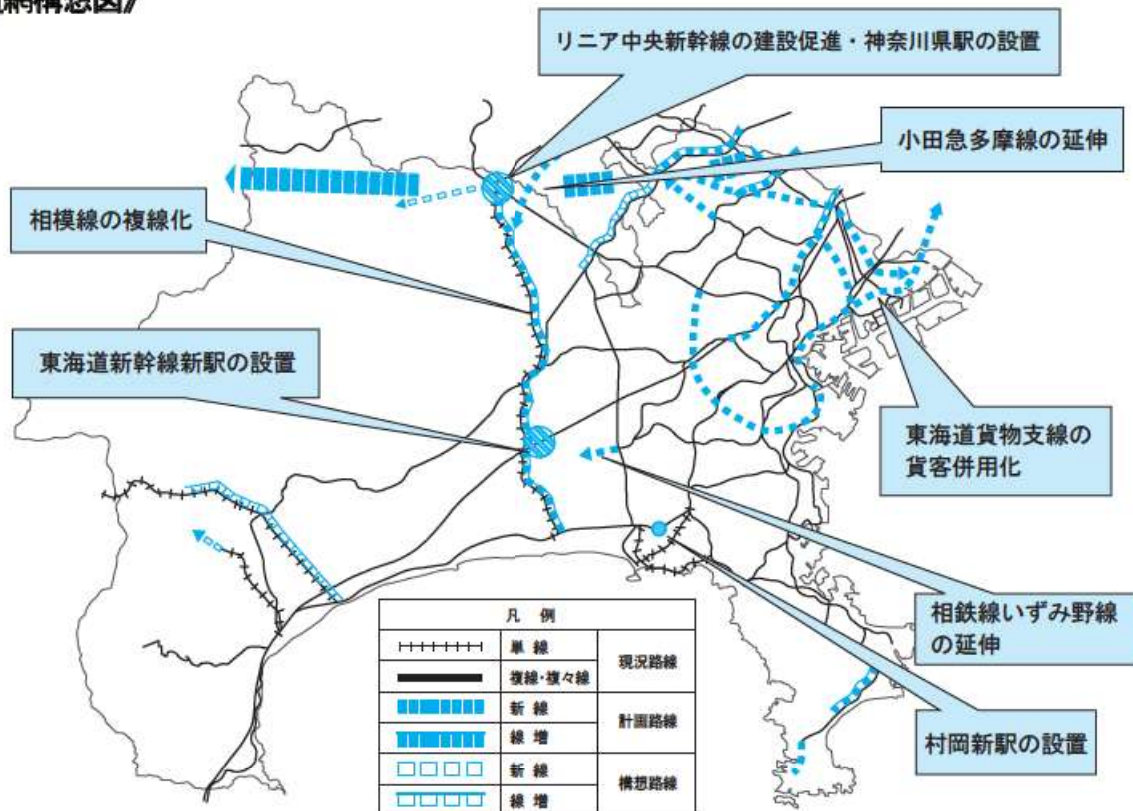
【提案理由】

首都圏機能の一翼を担う本県においては、首都圏の各都市や県内地域間の連携を強化し、あらゆる社会経済活動を支える利便性の高い交通ネットワークを形成することが不可欠である。

《道路網構想図》



《鉄道網構想図》



(神奈川県担当課：県土整備局環境共生都市課、交通企画課、道路企画課、道路管理課)

2.2 羽田空港の機能強化とまちづくりへの活用

提出先 国土交通省

【提案項目】

- 1 羽田空港の国際線機能の更なる充実
- 2 羽田空港を活用したまちづくりと空港周辺のアクセスの推進
- 3 首都圏空港の更なる機能強化に向けた合意形成

【提案内容】

項目1 羽田空港において、平成26年3月に実現した昼間時間帯における国際線3万回の増枠について、その効果を検証しつつ、就航が決定していない深夜早朝枠の有効活用、国際的な競争に見合う空港着陸料の設定、ビジネスジェットの受入れ体制の強化を図ること。また国際線の更なる増枠を進めること。さらに、深夜早朝時間帯を中心に、公共交通機関の充実など、利用者の利便性の向上に主体的に取り組むこと。

項目2 「羽田空港を活用したまちづくり懇談会」や「アジアヘッドクォーター特区と京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の連携に関する検討会」の場などを通じて、空港を活用したまちづくりや空港周辺のアクセス整備に向けた取組を進めること。

特に東京と神奈川を結ぶ連絡道路の整備については、本年5月1日に大田区と川崎市を含む「東京圏」が国家戦略特区に指定されたことを踏まえ、国際的ビジネス拠点づくりを進めるためにも、国の主体的な取組を積極的に進めること。

項目3 首都圏空港の更なる機能強化に向けては、「地元自治体や航空会社等の利害関係者も含めた検討の場」において、機能強化に向けた具体的な選択肢に関し、その財源確保のあり方や環境対策等について関係自治体の意見に十分配慮した方策を提示した上で、合意形成を行うこと。

【提案理由】

国際競争力を強化するためには、羽田空港の24時間国際拠点空港化を一層推進し国際線機能の更なる充実を図っていく必要がある。また、羽田空港の活用にあたっては、多摩川を挟んだ両岸で展開している総合特区の取組を進める上でも、早期に周辺自治体が共存共栄していくための取組を進めていく必要がある。さらに、首都圏空港の更なる機能強化に向けた検討では、空港周辺地域への影響等が想定されることから、関係自治体の意見に十分配慮する必要がある。

【本県での取組状況等】

本県では、羽田空港の再拡張・国際化の効果を、本県はもとより、首都圏の活性化に結びつけるため、国が実施した再拡張事業に対し資金協力を行うとともに、羽田空港を活用したまちづくりなどに取り組んでいる。

羽田空港の国際線機能の更なる充実

県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会において、平成17年度から20年度までは「羽田空港の再拡張・国際化の推進」について、21年度からは「国際競争力の強化に向けた首都圏の空港政策の充実」についての協議を行い、国土交通大臣に対して申入れを行っている。（相模原市の加入は22年度から）

羽田空港を活用したまちづくり等の推進

本県では、国際戦略総合特区の制度を活用し、京浜臨海部にライフサイエンス分野等のグローバル企業を集積し、国際戦略拠点の整備を図るなど、羽田空港の国際化を活かしたまちづくり等を進めている。



首都圏空港の更なる機能強化

首都圏空港（羽田空港及び成田空港）の航空需要は概ね 2020 年代前半には空港容量（74.7 万回＝羽田空港 44.7 万回＋成田空港 30 万回）の限界に達する見込み。

○今後の検討の進め方（国土交通省）

平成26年度～ **地元自治体や航空会社等の利害関係者も含めた検討の場**

⇒具体的な選択肢の精査及び関係者との合意形成

合意形成後 **国と地元自治体による協議の場**

⇒具体的方策の理解・協力に向けた協議（財源確保のあり方、環境対策等）

参 考

「平成27年度国の施策・制度・予算に関する提案」事項 府省別一覧

内閣官房

- 10 防犯カメラの整備・拡充
- 11 成長戦略の実現に向けた特区制度の充実
- 14 医療改革の推進
- 20 拉致問題の早期解決

内閣府

- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革
- 7 大規模災害対策の推進
- 9 基地対策の推進
- 11 成長戦略の実現に向けた特区制度の充実
- 12 経済・雇用対策の推進
- 15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着
- 17 障害・高齢福祉制度等の見直し
- 19 子ども・子育て応援社会の推進

警察庁

- 10 防犯カメラの整備・拡充

金融庁

- 12 経済・雇用対策の推進

消費者庁

- 16 「健康寿命日本一」の推進

総務省

- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革
- 21 広域交通ネットワークの整備促進

消防庁

- 7 大規模災害対策の推進

外務省

- 9 基地対策の推進
- 20 拉致問題の早期解決

財務省

- 2 地方税財政制度（財政関係）の改革
- 3 地方税財政制度（税制関係）の改革
- 13 都市農業の推進

文部科学省

- 7 大規模災害対策の推進
- 15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着
- 19 子ども・子育て応援社会の推進

厚生労働省

- 12 経済・雇用対策の推進
- 14 医療改革の推進
- 15 保健・医療・福祉を担う人材の確保・定着
- 16 「健康寿命日本一」の推進
- 17 障害・高齢福祉制度等の見直し
- 18 医療保険制度の改革
- 19 子ども・子育て応援社会の推進

農林水産省

- 13 都市農業の推進
- 16 「健康寿命日本一」の推進

経済産業省

- 4 再生可能エネルギー等の普及拡大
 - 5 地球温暖化対策の推進
 - 7 大規模災害対策の推進
 - 12 経済・雇用対策の推進
- 資源エネルギー庁
- 4 再生可能エネルギー等の普及拡大
 - 5 地球温暖化対策の推進
 - 7 大規模災害対策の推進
- 中小企業庁
- 12 経済・雇用対策の推進

国土交通省

- 6 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の推進
 - 7 大規模災害対策の推進
 - 8 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応
 - 21 広域交通ネットワークの整備促進
 - 22 羽田空港の機能強化とまちづくりへの活用
- 気象庁
- 7 大規模災害対策の推進

環境省

- 5 地球温暖化対策の推進
 - 6 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の推進
 - 8 放射性物質を含む下水汚泥焼却灰等への対応
- 原子力規制庁
- 7 大規模災害対策の推進

防衛省

- 9 基地対策の推進

各府省

- 1 地方分権改革の着実な推進



神奈川県

政策局自治振興部広域連携課（内線 3152 ～ 3155）

横浜市中区日本大通 1 〒 231-8588 電話 (045)210-1111（代表）